

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬淵ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
16番	若園五朗	17番	松野藤四郎
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

15番 広瀬武雄

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	磯部基宏
総務部長	石田博文	市民部長	臼井敏明
巢南庁舎 管理部長	広瀬進一	健康福祉部長	佐藤彰道
都市整備部長	桑原秀幸	環境水道部長	矢野隆博
教育委員会 事務局長	佐藤雅人	会計管理者	清水千尋
監査委員 局長	今木浩靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	河野和泉
書記	廣瀬潤一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

傍聴いただき、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議長さんから一般質問についての通告に従って、私、立憲民主党の松野藤四郎が3点について執行部の考えをただしたいと思います。

私の所属は情報労連の組織内議員でもあります。議会が始まる前に執行部から今日のお話がありました。これは、この穂積庁舎内で職員が十何名コロナに感染しておると、こういうお話でした。

あとは皆さんもあれですが、要はマスクの着用は個人判断という執行部のお答えでしたので、私は進んでマスクをしております。

それでは最初に、外国籍の児童の支援について教育委員会にお尋ねをいたします。

現在、市内には外国人2,550名程度おりますが、そのうち児童は何名いるのか、まずお答えを願いたいと思います。

以下につきましては質問席からいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

外国籍の児童・生徒数についてお答えします。

令和5年9月1日現在の数字ですけれども、外国籍の児童・生徒は、小学校で108名、中学校では69名、合計177名でございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育長さんから先ほど御説明がありました。177名ということのようです。

この23年4月現在で、市内には人口的には5万5,979名、そのうち外国人は2,539名がお見えでございます。内訳として、フィリピンの人が810人、中国人が600人、ベトナム人が380人で、地区別に見ますと、最も多い野白新田が263名であります。

外国籍児童・生徒数は、平成28年度が91名、平成30年度は138名、令和元年度が145人、令和3年度が158人、また現在の外国籍児童・生徒数は、先ほどお話のありました177名ということでございます。

岐阜県の教育ビジョン、これは基本計画によりますと、外国人が県内に6万2,000人、岐阜市は1万人、可児市が9,000人で、当瑞穂市では人口の4.3%を占めていると。最も多いのは美濃加茂市で9.1%、このようになっております。

次に、日本風土での生活等には日本語の習得が必要となります。日本の教育制度と異なりますが、話すとか、聞くとか、書く、読むなどの能力が必要になります。児童はその地区の学校へ行き、支援員の指導を受けますが、日本語の指導が必要な児童・生徒は、校区別に分かれば何名でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和5年9月1日現在、日本語指導が必要な児童・生徒数ですが、小学校区ごとにお話をしたいと思います。

穂積小26名、本田小8名、牛牧小28名、生津小2名、南小3名、中小と西小は必要な児童・生徒はおりませんので、小学校を合わせると67名になると思います。

続いて中学校ですが、穂積中11名、穂積北中9名、巢南中1名で、合わせて21名となっております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が調べた中では、この9月1日現在、小学校で106名の外国人がおるんですけれども、そのうち64名だと、指導が必要な人。中学校は69人に対して24人というふうに聞いております。若干データの差があると思いますけれども、中小と西小にはそういった外国人の方がいないということを知っております。

次に、外国籍の子供への日本語指導は、平成31年4月から外国籍の児童が多い穂積、牛牧小学校に日本語の基礎や慣習を学ぶ日本語初期指導教室を開設以来、指導が必要な児童数が多くなり、現在、児童生徒支援員は8名となりました。

そこで、中小、西小を除く5校、そして3中学校が対象になりますが、児童生徒支援は外国籍児童数が多い穂積小、牛牧小をはじめ、本田、生津、南小、中学校では穂積中などがありますが、支援人の1回当たりの時間数及び1週、また年間時間数はどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 外国人児童生徒支援員は、現在8名配置されております。1人の勤務時間数は1日2時間の年間200日となっております。8名の支援員はニーズに応じて配置されておりまして、穂積小に3名、牛牧小に3名、それから本田小と生津小兼務で1名、穂積中と南小の兼務で1名という配置になっております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 支援員の1週間の時間割というんですか、勤務計画書を見てみますと、例えばポルトガル語ですね。これはブラジルの方ですけども、本田小が本務校になって月曜日は牛牧小、火曜日は穂積小、水曜日は本田小、木曜日は穂積北中、金曜日は本田小と、このようになっております。

要綱を見てみますと、そこら辺は年間の時間数といたしますか、勤務日数ですね。175日で対応しておるといことですけども、今の話ですと200日というお話でしたね。そこら辺の相違というのはどういうことでしょうかね。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今私が申し上げたのは、御質問にありました外国人児童生徒支援員の方の勤務で1日2時間200日となっております。

議員がお話しされているポルトガル語とかの方ですね、3名見えるんですけど、この方は日本語指導員という方で、その方の勤務が1日3時間の175日で、いわゆるポルトガル語が話せる、日本語も両方できる、そういった方が勤務されておりまして日本語指導員と呼んでおりますので、外国人児童生徒支援員とは職種が違いますので、そういった事情になっております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今言いましたのは、学校日本語指導員の勤務計画ですけども、これと指導員とは違うというふうな解釈でいいですかね。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） はい。お話しさせていただいたように、日本語指導員と外国人児童生徒支援員とは職種が違う別の方になります。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いずれにしても、外国籍の子供たちの指導員ということで、私は同じようなことだというふうに解釈しておりましたけれども、間違っておれば訂正をしたいとい

うふうに思います。

外国人の児童・生徒の支援員の派遣ということで要綱があるわけですがけれども、ここでは外国人児童生徒支援員は、普通ですと教員の免許が要るんですけれども、この有無は問わないと。あるいは派遣期間は1年度以内を基本として週に4回程度、1回の派遣時間は3時間以内で、報酬といいますか、これは謝金に当たるわけですね。謝金は1回当たり1,523円を支弁すると、こういうふうになっておりますが、これは間違いないでしょうね。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） その点については御質問にもありませんでしたので、ちょっと今お答えはしかねます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 一般質問をするわけですがけれども、何々についてということですので、例えばそれを深く掘り下げていく場合に、こういう問題も出てくるわけですね。それが通告にないからということと言われたら質問は今できないんですよ。なぜなぜと深くやっていく場合に、そこまで質問書に書くわけでしょうか。一問一答式ですので関連でやっていますけれども、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（庄田昭人君） 通告に従って質問をしてください。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 前回にもそういう話がありました。なるべく詳しく書いてきておるわけですが、[※] _____、 _____
_____。

そこら辺は議長さんはどのようにお考えになるのか。

○議長（庄田昭人君） 通告に従って質問をしてください。議長に質問することではありません。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） [※] _____。

国籍により言葉が違いますが、ブラジル人ですとポルトガル語、フィリピン人はタガログ語、中国人は中国語などの言語を使用します。そこで、学校ごとに1週間、それが何時間だと、そして対象の子供たちは一度集めてそのクラスで支援を受けるのか、ちょっと確認をしたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 日本語指導が必要な児童の実態を踏まえて、穂積小と牛牧小には初期

※ 後刻取消発言あり

の日本語指導教室と日本語教室があります。また、穂積中と穂積北中には日本語指導教室があります。在籍している学級からこれらの教室へ通い、生活に必要な日本語や学習に必要な日本語の習得ができるように指導が行われているところです。

一人一人の実態に応じて指導を行っていますので、1対1の個別指導、あるいは2人から3人の小集団指導など指導形態も一人一人によって様々で、指導時間数についても同様に実態に応じて様々でございます。したがって、日本語指導が必要な児童・生徒が全員で一斉に支援を受けるといった状況はございません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に、支援を必要としない児童は、日本の教育制度に従い、各学年に編入されるのか、また年齢は関係あるのか。時には担任は言葉が理解できない場合があると思われるが、どのような手法で指導するのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 支援を必要としない児童・生徒は該当の学年に編入されます。日本語指導が必要な児童・生徒の中には、本人や保護者の希望があつて、必要と認められる場合には下学年に編入することもあります。

担任は外国人児童・生徒の母語が理解できない場合もありますので、児童・生徒と、あるいは保護者とコミュニケーションを図る場合に、意思疎通が十分に図れないということもございます。そんなとき児童・生徒への説明とか保護者の懇談のときには、ポケトークでありますとか、タブレット端末の翻訳機能を活用してコミュニケーションを図るようにしています。

また、授業や懇談時に日本語指導員の方が来校してみえれば同席をしていただいて、必要に応じて通訳をしてもらうなどの対応もしております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） タブレットとかポケトークですか、これを使用しているということですか。

例えば日本語を書く場合、平仮名とか片仮名、あるいは漢字であるとか、その指導はどちらかということと、例えば日本語は分かりにくいですね。外国語だとイエスと、ノーとぱつと言えるんですけども、何々だろう、いい悪いでも、とにかく判断が難しい言葉が日本語は多いわけですけども、そこら辺は指導員はどのような言葉を使って指導しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おっしゃるように日本語は難しい部分もありますけれども、日本語指

導員の方は母語も使える方ですので、その母語を使って説明をしたりとか、あるいは担任である場合には、ゆっくり丁寧に物を指し示したりしながら具体を使って説明するなど、丁寧に対応しているところだと思います。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は小学生、中学生の子のお話をするわけですがけれども、市内には公立の保育所がありますね。本田第1保育所、それから幼稚園もありますけれども、ここには外国籍のお子さんもいると思いますけれども、この外国に籍のある子供たちは、全て公立の保育所におるのか、例えば私立のところにおるのか、ちょっと確認をしたいんですけれども。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） その状況につきましては、把握はしておりません。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 一応は公立でも保育をしているという状況だというふうに思います。

保育所には外国籍のおさんが53名おるというふうに聞いております。多いのは本田第2保育所が10名、牛牧第2保育所が19人、それから別府保育所が8名ということで合計53人で、幼稚園はほづみ幼稚園に6人見えるというふうに思います。

この方たちは、多分日本語ができるというふうに私は解釈するんですが、支援を必要としない児童だというふうに思いますが、確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 通告にありませんが、答えられますか。

服部教育長。

○教育長（服部 照君） 保育所とか幼稚園の子供たち、その年齢ですので、友達と関わりながら少しずつ日本語を覚えていったりすると思いますので、特別、小・中学校のように指導員をつけてというような指導は行っておりません。

ただ、保護者と懇談をしたい場合もありますが、そうした場合には、先ほどのポケットークなどを使って意思疎通を図っているというふうに聞いております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ次ですがけれども、今教育長さんからお話がありました指導員と保護者、こちら辺については、定期的、あるいは事あるごとに保護者、または保護者会等で日本語取得や基本的な生活マナーなどについてお話をされているということでございます。

最後に、行政は該当する自治会、これは外国の方が住んでいる自治会ですがけれども、これはどのような対応をしているのか。例えば自治会の活動があったり、ごみの集積があったり、い

ろいろあるわけですが、そこら辺の活動はどうなっているのか、企画部長、よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

それでは、答弁させていただきます。

毎年8月に行われます自治会長役員会及びその役員会を経て開催されます小学校区の自治会長連絡会において、住民基本台帳から抽出したデータを自治会ごとにまとめた自治会カルテを配付させていただいております。

このカルテには、各自治会の住民基本台帳の人口や世帯数に加え、児童数、高齢者数、外国人の数を記載しており、自治会加入世帯以外のデータとの比較が可能となっており、自治会運営の参考資料として活用していただいております。

しかしながら、議員御指摘の外国籍児童を含め、外国籍の住民の方は自治会未加入の方が多く、市からのお知らせや自治会の行事、ルールの周知を行うに当たり、既存の自治会を通した周知が難しいのが現状でございます。

また、国籍も多岐にわたり、生活習慣や言語の違いなどから周知する方法も工夫が必要と考えておりますが、現状につきましては、瑞穂市ホームページ内の自動翻訳機能にて、一部を除き3か国語で閲覧が可能です。こちらの3か国語につきましては、英語、ポルトガル語、中国語でございます。

さらには「広報みずほ」とごみ分別の手引きにつきましては、多言語対応アプリ、こちらは無料アプリになりますが、こちらにて日本語を含め10か国語で閲覧が可能であり、全ての言語で読み上げ機能にて閲覧の対応を行っております。

こちらの10か国語の言語といたしましては、日本語、英語、韓国語、中国語がこちらは2種類ございますが、あとタイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語でございます。

市内の外国籍の方々は今後も増加傾向にあり、それに伴いごみの出し方、防災等地域における問題も増えてくると予想されます。多文化共生社会を目指す中で、自治会等からの御意見、また外国籍の住民の方、その雇用主の御意見を聴取し、新たなコミュニケーションの在り方を当事者の方を含め、関係機関と検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

じゃあ次の質問ですが、犀川グリーンインフラ構想についてお尋ねをいたします。

都市計画マスタープラン国土強靱化地域計画等を踏まえ、南部では犀川遊水地グリーンイン

フラ構想が策定されました。良好な景観、生物の生息、浸水対策、地球温暖化緩和等、自然環境が有する機能を活用しようとする考えであります。また、土地を利用した経済発展に寄与するものと考えますが、政策に当たりかなりの投資額が必要であると思います。

行政は大型事業を今後も計画されておりますが、そこでお尋ねしますが、マスタープランでは、都市計画法第18条2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針、すなわち土地の使い方や道路、公園など、都市施設、自然環境、景観といった当市を構成する様々な要素の方向性を長期的な視点に立って定めたものであります。

他方、国土強靱化地域計画は、防災・減災など国土強靱化基本法で制定されるということですので。総合計画の都市計画マスタープラン、国土強靱化計画が基本となってそれぞれを整合させ、今回のこの地域に犀川遊水地グリーンインフラ基本構想が策定されました。その経緯についてお尋ねをします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

今、議員が御説明いただいたとおり、グリーンインフラとは、ハードとソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用し、防災・減災、自然環境の保全、地域振興などの多様な地域課題の同時解決を図ることが目的とされております。

その中で、さい川さくら公園を有効利用しようということと、犀川遊水地事業もまだ国のほうで並行しておりますし、近隣では下水道処理場や五六川、起証田川の改修も同時に進んでおりますので、このタイミングでグリーンインフラ構想を検討しておるといような事業になっております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 当市の南部の犀川、あるいは五六川周辺の景観や生物の生息、浸水対策など、自然環境が有する機能を活用した構想であります。自然環境ゾーン、あるいは防災・減災ゾーン、いろんなゾーンがここに示されておりますけれども、このグリーンインフラ事業の内容についてそれぞれ、例えば環境ゾーンではどういうものかと、そういったものについてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今お話をされたゾーンの各事業につきましては、令和5年度に社会実験等を開催しております。今後、仮称ですが、犀川・五六川周辺かわまちづくり検討委員会を設立し、その中で国・県、近隣市町となる大垣市と調整をして事業を検討していくこととなりますので、よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君に申し上げます。一般通告にあるように質問をお願いした

と思います。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 犀川遊水地グリーンインフラ基本構想というものがあるわけですよ。この中の資料を聞いておるわけですね、説明員に。これが質問事項にないということでは非常に困るんですけども。

犀川の両岸、このゾーンを見てみますと、両岸はかさ上げをするといっておるんですね、高水敷の計画がある。これをすると、私は遊水地の機能を損なうと、このように思います。それは、そのことによって例えば犀川の統合排水機とかがあるわけですよ。あそこの負荷が多くなって、かえって浸水するのではないか、そういう心配をするわけでございます。

この構想については、まだ詳しく分かりませんが、この事業を進めるに当たって、これは令和7年に多分完成するという構想になっているというふうに思いますけれども、ここら辺は事業費として国が行っていくのか、管理も国が全てやるのか、市はどのように関わっていくのかと、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 事業費のお話ですが、先ほども御説明をさせていただきましたが、今年度設立をします検討委員会の中で、各自治体、国・県・市、民間も最終的には同意をいただきたいと思いますが、その中で行う事業を決定していきたいと思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 答弁の内容がよく分かりませんが、いろいろこのゾーンが5つか6つあると思いますけれども、これを進めるに当たっていろいろ検討しながら、そして事業費等もあるかと思いますが、今、検討事項の中で、それが国がやる、県がやる、こういうお話をされたんかね。

○議長（庄田昭人君） 通告と答弁がかみ合うようにということで一般通告をしております。通告に従ってということですので、かみ合わないと思われることは、やはりきちっと通告に沿って質問をしていただきたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） このグリーンインフラ構想、これをする以前に、我々が日常生活の中で周辺の道路整備や環境整備がおろそかになっているということでいろいろ質問をしておるわけですが、現在JR穂積駅周辺とか公共下水道事業、新庁舎建設など、当市は大型事

業が計画、あるいは検討されておりますが、これらについては財政の負担が多くなると、このように私は思います。

したがって、市民の合意がなくてはいろんな形の事業はできないものと考えますが、執行部の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 通告に従い質問をお願いしたいと思います。通告にありません。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 端的に言いますと、例えば朝日大学南部の調整区域、ここについて、道路整備が全くされていない。道路一面雑草が茂っている。道路沿いの地権者は大変困っている。

こういった大型事業を優先するのではなく、こういった事業をするということは、全て税であると、市民税。自主財源、これはこれから国と県から来る補助金ですけれども、自主財源が48%しかないんですよ。私はこの瑞穂市というのは、財政は豊かではないと、このように思います。それはいろんな形で市民の声を聞いていない事業をやっているという。

大型事業を進めるに当たっては、市民の合意が必要といたしましたけれども、グリーンインフラをする前に、そういった大型事業がありますよと、財政負担が大きいですよと、こう言っていますけれども、それより先にグリーンインフラ構想、令和7年に完成ということですが、このような形で進んでいくのか。グリーンインフラ構想が優先的に進んでいくのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 大型事業を優先するかというような御質問ですが、都市整備部の事業について私から説明させていただきますと、大型事業を優先するということではなく、必要な事業を選定して事業を行っております。新設の道路改良や維持修繕工事なども毎年優先順位を見ながら行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 大型事業の中に庁舎の移転があるわけですがけれども、最初の説明の金額よりかなり大きな金額が上乘せされておるわけですがけれども、こころ辺についても、計画どおり進められておると、このように解釈していいのか。

例えば第1候補が只越周辺なんですよけれども、そこら辺は調整区域になっているんです。この問題解決ができた場合は、各地域の調整区域についても同様に考えてよろしいか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎議員に申し上げます。ただいまの質問は事前にいただいた通

告書になく、通告趣旨に質問と思われない部分があります。通告に従った質問にさせていただき
ようお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この議会は関連質問を認めないというふうなことを聞いておりま
す。ですから、通告に書いてあることしか質問できない。掘り下げて質問することはできない。
残念であります。

最後になりますけれども、この35人学級ですけれども、現在1年生は35人以下でやっていま
すけれども、私の資料はちょっと古くて申し訳ないんですけれども、令和7年度から35人学級
となるが、生徒数が多い牛牧小、あるいは穂積中ですね。穂積中は牛牧小と穂積小の子たちが
中学へ行きます。クラスが不足するというような資料がございましたけれども、この資料は古
いで間違いだというふうに思いますけれども、今後とも子供たちは減少していくわけです。
そこら辺のクラスの教室不足が本当に発生するのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 35人学級についてお答えします。

国のほうの計画では、令和7年度に6年生が35人学級となり、それによって小学校の1年生
から6年生まで全ての学年が35人学級となる、そんな予定をしております。

中学校においては、現時点では、国のほうは35人学級とする計画はあるとは聞いておりませ
ん。岐阜県においては、ただいまお話しした国の計画に先駆けて、これまでに既に小学校と中
学校における35人学級を進めてまいりました。

岐阜県においては、令和5年度をもって小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生
まで、全ての学年が35人学級となっております。

教員の確保についての御質問だと思いますが、各学校の学級数に応じてこの学校は何名の教
員を配置するのかという県の基準がございます。それに基づいて配置はされております。全て
35人学級となっている令和5年度、今年度におきましても必要な教員は配置されておりますの
で、十分確保できておると考えます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 資料からいいますと、牛牧小学校は平成37年で児童数が952人とい
うことで、これも35人ということをやりますと31クラスということですね。平成40年、これは
児童数は882人で計算しますと30クラスということ、保有している教室より多くなるという
ふうに解釈をしておりますし、例えば特別支援のお子さんもその学校にいると思いますね。そ
の教室を除いてこの不足数が出ておるというふうに私は思っていたんですけれども、今の答弁

ですと、要は特別教室とかいろんな教室があると思いますけれども、そういうところを利用して不足はしないというふうで解釈していいのか。特別教室を使用したり、どこかの部屋をクラスに使うということで、クラスの不足が出ないという解釈でよろしいのか、保有している数字だけで大丈夫かと、ちょっと確認だけします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 現時点で予想されている児童数の推移を見ますと、学校で保有している学級で足りると思います。

牛牧小においては、牛牧第1保育所が新しくなるということで、今学校に放課後児童クラブが2クラスあると思うんですけれども、そこが移動するというようなことで、それを見越して以前そういった計画がされたというふうに聞いておりますので、それも含めて現時点で不足するというような状況はないというふうに判断しております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教員の不足というのは県教育委員会のほうで検討されておりますけれども、要は今ある学級数より多くなるということですので、先生の確保は十分できるというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教員の配置につきましては、岐阜県の教育委員会が行うものなんですけれども、今後の児童・生徒数の推移を見て、学級が何クラスで教員が何人必要かということ計算して、新規の採用も計画的に採っておりますので、そういった心配はないというふうには考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

先ほど言いました外国人の子供たちの支援ですけれども、これは通告にありません。これは分かっていますけれども、隣の北方町では、外国人対象の義務教育学校があります。これは町立の北・南学園があり、2023年度から義務教育9年間の教育課程が制度化をされておりますが、本市としてはどのような考え、今後どのように進んでいくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。通告にありません。

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君に申し上げます。これ以上通告にない質問をされた場合は、この規則に基づき発言の禁止をさせていただきますので、松野藤四郎議員に申し伝えさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今日には外国籍児童等の支援について、そして犀川グリーンインフラ構想、35人学級についてお尋ねしました。適切な答弁も中にはありますけれども、私の解釈次第で質問事項がなかなかできなかつたということは残念であります。開かれた議会ではないというふうに考えます。以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 改めまして、おはようございます。

議席番号14番、公明党の若井千尋です。

庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

暦の上では本日は秋の彼岸入りですが、本日はまだ涼しいんでありますけど、まだまだ暑い日が続いております。そんな中、本日もたくさんの方に議場まで傍聴にお越しいただきまして感謝を申し上げます。

初めに、本年も全国的に台風等の災害で多くの方が犠牲になりました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました全ての地域の皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

また、昨日も東北秋田のほうでは記録的な大雨による被害が出ておるようであります。重ねてお見舞いを申し上げます。

私は市民の皆様の声の代弁者として、今回の質問は大きくは3点、最初に、書かないワンストップ窓口について、2点目に、ジュニア防災リーダーの育成について、最後は、水害における被災家屋認定調査の迅速な認定についてを質問させていただきます。

以下は質問席に移り、通告に従って質問させていただきます。

最初の質問でございますが、書かないワンストップ窓口についてをお聞きいたします。

書かないワンストップ窓口とは、住民が申請書に記入することなく、住民票などの交付が1か所で受けられるワンストップ窓口のことです。

この窓口では、住民が提示したマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書に基づき、職員が氏名や生年月日といった個人情報を確認し書類を作成します。住民は書類内容を確認した上で署名するだけのものです。

総務省が出しております案内には、住民に優しい、また職員に優しい。住民に優しいというのは、書かない、待たせない、回らない。これはマイナンバーカードや公金受取口座登録のメリットにも実感があります。職員に優しいというのは、職員の負担の軽減とともに、サービスの標準化ということで、経験の浅い職員でも窓口対応が可能というふうと考えられます。

デジタル庁は、令和5年夏頃をめどに書かないワンストップ窓口を実現させる窓口DXaaSをサービスインさせる予定であります。住民と職員に優しいこのサービスの導入のお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 改めまして、おはようございます。

若井議員の御質問にお答えいたします。

国のデジタル庁が推進する自治体窓口DX、書かないワンストップ窓口につきましては、マイナポータルや自治体独自の電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタルに不慣れな方にもデジタル社会の恩恵を感じてもらえるよう、行政手続を窓口で行う際に、住民が窓口を何か所も回らず、また何度も同じことを書かずに済むという住民の利便性の向上と、職員の業務の効率化の両方を実現するものでございます。

書かないワンストップ窓口においては、住民票などの証明書発行手続のほかに、出生や死亡、引っ越し等に伴う住所異動や関連する健康保険、福祉医療、児童手当、後期高齢者医療などの手続などが代表的な対象になろうかと思えます。

これらの自治体の窓口におけるDX推進につきましては、既に取り組んでいる自治体もあり、システムを開発する業者などからは幾つか情報提供されているところであります。

今後、瑞穂市としましては、それらの情報を確認しながら、対象とする手続や窓口の在り方、そして庁舎の状況とレイアウトなどを洗い出すことが必要であると考えております。

関連する部署も市民部だけに限定されるものではありませんので、庁舎を管理する総務部をはじめ、住民対応を行う関係部署と連携して国の動向や県内市町の状況、そして導入等の経費に対する財源確保なども考慮しながら調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、市民部長のお話がありました。これは今議会の総務委員会の折に、本市においてもDXプロジェクト推進委員会が本年3月に基本的な方針というか、そういうことの話があつて進めておられるような話も出ておりました。とにかくDX化、デジタル化が進んでいく中で、今検討されていかれるという御答弁をいただきました。

これは政府としましては、財源としてデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用なども促

しております。財源のことも今お話がありました。このような財源についてのお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、皆様、改めましておはようございます。

議員の御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、書かないワンストップ窓口の導入に当たっての国の財政支援について、令和5年6月のデジタル田園都市国家構想実現会議の決定の内容に、デジタル田園都市国家構想交付金等の引き続きの支援について述べられております。

各システムの導入に当たっては、財源確保のため補助率のよい制度を十分に精査し、交付金等の活用を検討していきたいと考えております。

書かないワンストップ窓口の導入につきましては、市民部長の答弁のとおりとなります。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 本当に役所に来られて、いろいろ部署が違うとか、庁舎に関しては10年ほど後になるかと思いますが、やはりハードの部分だけじゃなくて、ソフトの部分で行政サービスとして住民に優しい、また今お話ししました、また答弁にありましたように、職員の方が本当に窓口が、誰でもというわけではございませんが、冒頭にお話ししましたように、経験の浅い方も対応できるようなシステムとなっておりますので、御検討いただきたいというふうに思っております。

また、防災提携を結んでおられる瑞穂町の資料が出てきました。書かない窓口の実証実験についてということで、11月から書かない窓口の実証実験を行います。令和5年11月の1か月間、役場庁舎の窓口で書かない窓口の実証実験を行います。具体的には転入届を提出する方の関連する手続について、今までの紙の申請書に複数回同じ情報、要は氏名、住所などを記入することに代えて、窓口を設置したタブレットに入力し、一度入力した氏名等の情報を二度と書かせないというサービスの実証実験でありますという案内でございます。

検討される中で、瑞穂町さんが1か月間実証実験をやるというような情報もございますので、実証実験をやってくださいとは言いませんが、そのような前向きな……。

じゃあ、市長、ちょっと今指示がございましたので、この実証実験という案内がありましたけど、お考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいま瑞穂町の例を挙げられて、今の書かないワンストップサービスについて、窓口ですけれども、実は瑞穂町とはずうっと交流をしておりまして、防災の面や

ら、イベントの面やら、いろいろ交流を進めている中で、実は私、11月の第2金曜日に瑞穂町のほうへ視察といいますか、研修に行かせていただきます。

その折に、瑞穂町のこういったワンストップの窓口について、DXについても研修をさせていただこうというふうに思っていますので、若井さんの情報のほう、ありがとうございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 副市長自ら瑞穂まで行かれて、情報を見聞きしていただけるということで非常に心強いなあというふうに思っております。

これは御紹介だけしようと思いましたが、市長の御指示で副市長の御答弁をいただきました。本当に先ほど、何遍も言いますが、市民に優しい、また職員さんも大変御苦労されております。職員さんにも優しいというこの書かないワンストップ窓口を十分御検討いただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

2点目でございますが、ジュニア防災リーダーの育成についてということでお聞きをします。今議会の市長の所信表明の中で、毎回ですが、今防災とか、災害が起こる話を市長がされておりますが、2ページ目の少し抜粋を読ませていただきます。

「お盆の14日から15日にかけて台風7号は近畿地方を縦断し、大雨や暴風などにより、京都、兵庫及び鳥取の4市3町に被害救助法が適用されました。

瑞穂市においては、暴風警報が発令されたことにより自主避難所を開設し、河川の増水や市内各所の冠水の発生などに備え、8月15日に災害警戒本部を設置し警戒に当たりました。幸い大きな被害もなく安堵しました。

しかしながら、台風7号が日本海に抜けた後も広い範囲で雨を降らせ、本市には大雨洪水警報の発令はありませんでしたが、岐阜市、関市では避難指示の発令がありました。これからの時期は台風被害の備えが必要な時期を迎えます。こうした災害に対しての日頃の備えが必要となってまいります。」という、これは9月1日の冒頭の御挨拶でございます。今日は20日でございますが、幸いこの時期に大きな台風は来ておりませんが、まだまだ予断を許さないところでございます。

ここで市長のおっしゃった備えということに関して、今回、私は人また人材という部分でお考えを伺ってまいりたいと思います。

当市の中学生を中心とした有事の際に、より適切な判断で行動が起こせるために、仮称でございますが、ジュニア防災リーダーとして育成などの必要があると考えますが、執行部のお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 当市には瑞穂市少年少女消防クラブがございます。市民に対して防火、防災思想の普及啓発を図り、併せて児童の健全な育成と火災等のない安全な地域社会の実現に寄与することを目的として活動しております。

クラブ員は、自ら申込みをしてくれた市内の小学校4年生から6年生の子供たちで、現在32名の方が参加していただいております。

その活動は、レクリエーションなどのお楽しみもありますが、初期消火訓練、救急救命講習や応急手当講習などの実務を伴った訓練のほか、災害時の避難所運営を想定したHUG研修など、大人顔負けの研修も受講しております。

このような活動を通じてクラブ員の防災意識の向上等を図ってはおりますが、あくまでもクラブの中の活動にとどまっているため、御質問のジュニア防災リーダーとまではなかなか至ってはいないところでございます。

今後も取組の中で継続しながら事業の見直しを図るなどし、クラブ活動で得た知識や経験をクラブ員が学校、地域で広め生かしていく活動などにつなげていければ、ジュニア防災リーダーと呼ぶことができるのかもしれない。

また、地域では各自治会により防災訓練等が活発に行われており、昨年度は94自治会が実施されました。その訓練に中学生や小学生など子供たちが参加していくことで、平時から防災を意識した行動や災害が起こったときの安全行動などを考えるきっかけとなり、このような地域の取組もジュニア防災リーダーの育成につながっていくのではないかと考えております。

今後はさらにこれらの活動を広めていきながら、他市などの中学生の防災士取得の事例なども研究しながら、地域の中で子供たちのみではなく、大人も含め、地域の防災リーダーとなっただけの方の発掘や育成に努めていきたいと考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、企画部長のほうから小学生の子の4年生から6年生までの方が32人、クラブのような活動をしておられるという御答弁でございましたが、私、中学生の方はどうですかという通告でございましたし、質問でございましたが、もう一度ちょっと突っ込んでお聞きしたいと思いますけど、中学生はどのような現状なのか、確認だけしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今し方答弁させていただいたのは、あくまでも小学生の4年生から6年生の少年少女の消防クラブということでございます。

中学生に関しましては、防災士までとはいきませんが、学校の中で災害の訓練、避難訓練等を行っております。先ほど御説明させていただいた少年少女消防クラブの子たちが中学校に上がったときに、またそのような知識を中学校の中で展開していただければというようなこと

で今現在考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 先に答えが出たような形になりましたけど、要は中学生ではそういう現状ではないという。小学校の子がそういうことを学んでも、中学校でそういう環境でないということの今確認が取れましたので、これを要するに今日、質問、また提案をしていきたいと思いますが、これは先月8月28日付の岐阜新聞で、「避難所運営 震災教訓に」ということで、当市のココロかさなるCCNセンターで南三陸町の元校長 菅原さんが講演をされたという。

この講演は市教育支援センターの研修講座の一環で市教育委員会が開き、教職員約370人が参加をされたという記事でございました。どのような内容であったのか、私はこれを存じ上げませんでしたけど、先生たちが参加をされた講習でございますが、どのような内容であったのか、簡潔に内容を確認させていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今回の講演会は、2011年3月11日に東日本大震災が発生したときに、宮城県南三陸町で当時一次避難所となった志津川中学校の校長として、先頭に立って対応された菅原貞芳先生をお招きして実施をいたしました。

講話で話された内容は、3・11から学んだこととして、演題は「乱にいて治を忘れず、治にいて乱を忘れず」とありまして、震災が起きたときに何に留意するとよいのか、そして日頃から学校として大切にすることは何かといった2点でお話をされました。

「乱にいて治を忘れず」とは、災害など突発的なことが起きたときこそ、一人一人が冷静に秩序を保って行動することが大切だということです。そのために具体的な例として教えていただいたんですが、震災発生直後、避難所運営に当たっては、誰が係かがすぐ分かるように腕章をつけることであるとか、各階の廊下に学校関係、交通情報、生活情報、この3つの項目で掲示板を作成するとよいこと。あるいは部屋割は町内ごとの部屋割とするとよいことなど、秩序を維持するための様々な工夫について教えていただきました。

「治にいて乱を忘れず」につきましては、要はふだんから何か起きたときのことを想定して平時にできることを準備するということです。例えば日頃から大切にしておくこととは、実践的な避難訓練を工夫して行うこと。それから、安全点検は危機管理意識の確認日として当事者意識を持ち、複数の目で点検をするとよいこと。いざというときに道具を使えるように、例えば倉庫などの道具類の整理整頓をするとよいこと、そういった重要性も教えていただきました。

このほかにも東日本大震災の教訓からどのようなことを大切にするとよいのかということをも全職員が改めて学ぶことができ、大変貴重な機会になったと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 当然参加された方は教職員の方が中心であったということでございます。

また、同じ今月の1日の新聞記事では、同じ菅原先生が本巣市のジュニアリーダーが考える会という見出しの中で「学校の防災、震災教訓に」ということで、これは中学生の子たちが率先して議論をして菅原先生を中心にとということでの記事でございました。

余談ではないですけど、私、実は志津川の町にも5年ほどたってからお伺いをしてきました。地元の自治会長さんにも当時の本当に津波が押し寄せる映像を見せていただきながら、本当につらい思いをされた、泣けて仕方がなかった思い出が今よみがえってきましたけれども、同じ講師が1週間の間で当市と隣の本巣市さんに来られて、本巣市さんは今お話ししました本巣市のジュニアリーダーが考える会という見出しの中で、この会議では意見交換会、中学校の生徒たちが意見交換会をした。要は主役が防災士の資格を取得しているような中学生の皆さんであったということでございます。

趣旨が違いますので、この2つの講演、講義を同じように考えることはいたしません、今、冒頭からお話が出ているように、当市の中学生の防災に対する知識であるとか、認識、または教育の現状というのを確認しておきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市内の中学生の防災に対する現状についてですが、先ほど企画部長からも少し触れられましたけれども、加えてということでお話をします。

瑞穂市においては、次代の社会を形成する中学生の社会参画への意識向上、防災教育の充実を目指して、中学生を対象に令和3年より3年間の計画で、みずほ未来プロジェクトとして防災に焦点を当てて取り組んでまいりました。

この3年間、毎年各学年のどこか1つの学年が防災という視点で瑞穂市の現状について学び、そこから明らかになった課題に対して自分たちができることを考え、仲間と話し合うなどして取り組んでまいりました。各中学校での活動をより充実させるために、岐阜大学の地域減災研究センターの村岡治道先生に御講話をいただいたり、助言をいただいたりしながら取り組んでいるところでございます。

具体的には、これまでに子供たちは地震とか大雨が起きたときの校内や地域の危険な場所、命の守り方について調査をしたり、自宅でできる防災の内容を考えたりしました。さらにはオンラインでの交流会や発表会を実施して、各中学校でお互いの学びや取組の交流も行っております。

ある中学校では、地域の方の力や安心の一助になりたいと願い、自分たちで考えた安全な避

難方法を小学生に伝えたり、水害時に安全に避難するための方法について書かれたパンフレットを自分たちで作成したりして、自分たちの学びを地域に向けて発信をいたしました。

自分たちの命を守るだけでなく、地域の方の命も守りたいと願って行動していく、そんな姿からは、次代の社会を形成する中学生の成長が見られると感じております。

瑞穂市では、このみずほ未来プロジェクトの取組において、全ての子供たちが防災という視点で地域の実態を把握し、自分たちでできることを考え、地域との関わりを大切にして実際に行動を起こすという価値ある学び、大きな成長が見られたと思います。

これからも、防災も含めてですけれども、地域の一員として地域と共に自分のできることを考える、そんな子供たちを育成するために様々な方法で環境整備を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、教育長のお話を伺いまして、当然取り組んでいただいておりますなという事は確認をさせていただきました。

本巣市さんのジュニア防災リーダーのホームページなんかを見ておりますと、今教育長がおっしゃったように、災害時に大切なのは自分で自分の身を守ることと、そして地域住民がお互いに助け合う姿勢ですと。本巣市は、未来を担う中学生が、家庭、学校、地域の防災への意識や行動力を高める本巣市ジュニア防災リーダーとなるための養成講座を実施しておりますというふうにあります。

また、今年度は33名、中学1年生が11名、中学2年生が14名、中学3年生7名が受講しましたと。受講生の中には、昨年度までジュニア防災リーダーに認定された生徒や、日本防災士機構の防災士資格を取得した生徒もいましたというふうに御紹介がありました。

実は私も毎回お話をしておりますが、17年ほど前に防災士という資格を取得しております。これは当然、資格を取得しておいても何の意味もなく、知識があるというだけで、やっぱり地域の方とコミュニケーションを図りながら地域の住民の方の安心・安全のために自分が何ができるか。自助という言葉は今もう当然定着しましたが、まず自分自身が災害から命を守るという、自分が防災士を取得したから人を助けに行こうとか、助けてあげようなんていう考えではなくて、自分がまず助からなければ人を助けることができないというふうに思います。ですから、今教育長がおっしゃったように防災意識を高めるといふ。

私、今の本巣市さんのことをどうこう言うつもりはないですけど、これは余談ですけど、瑞穂も前は平和の祭典で中学生の代表の方が広島、長崎に行っておられました、これはいろいろ議論があって、やはり代表の方も大事だけど、全体がやはり平和を担っていくというような同じ考えで、特定だけの方だけが知識を高めるのではなく、全体的に防災、また災害に対して

の備えをするということが大事であるというふうに思いました。

次の質問へ行こうと思いましたが、教育長のほうで中学生の子が取り組んでいらっしゃるということを確認しましたが、やはりこれは机上の論ではないですが、当市もしばらく大きな災害を経験しておりません。ですけど、御存じのようにこのまちは大きな水害を過去に経験しておりますので、やはりそういった過去のことを忘れることなく、取り組んでいかなければならないなというふうに思いました。

この2011年の3・11のときに、地元の中学生の子がリヤカーを引っ張って、小学生の子とかお年寄りの方を乗せて避難所まで行ったというようなこともたくさん地域であったと思います。当市は高校がございません。ですから、小学生の子の防災のお話も伺いましたけど、やはり中学生のお子さんたちが今以上に災害、防災というのに意識を高めていただくこと、そのよりよい環境づくりを行政で必要ではないかなという質問をお聞きするつもりでございましたが、今教育長のほうから御答弁がありましたので、より実践的な環境づくりをしていただきたいなというふうに思います。

結論的になりますが、頻繁に発生する災害に対して、中学生の生徒さんが、知力、体力をつけることは当然でございますが、その上において貴い命、また大切な財産を育む、大事にするという、そういった感性をこういう災害等、防災訓練なんかを受けて育んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、同じ防災リーダーという観点からは少し外れると思いますが、通告をしてありますので、人材育成の環境づくりの観点から、昨日、広瀬守克議員の御質問にもありましたが、地元の中学生、小学生の方がスポーツの分野で県大会、東海大会に出られる。昨日、教育長のほうからも広瀬議員の質問にたくさんの方が活躍されておる御報告を伺いました。

私は、最近でも、市長も載っておられました、生津小学校の4年生の児童さんがわんぱく相撲で全国優勝、僅か1年で全国優勝ということとか、またたしか聞いた話では、巢南中学校出身の方がフェンシングの団体で全国大会優勝という、本当に瑞穂市の出身ということで背負って、この方たちに限らないんですけれども、瑞穂市の名前を全国に知らしめていただいております。まさに市の宝であるというふうに思っております。

そんな中、昨日は壮行会等の話もございましたし、頑張っておる児童・生徒さんの激励等のお話もありましたが、現実問題、全国大会等に出ていかれる、どんどんレベルアップをしていかれるためには、遠征費とか、いろんなことで費用がかかるのではないかなというふうに想像するわけでございますが、こういった好成績を残される方、この方たちに限らず、市として何か支援をされるような環境にあるのか、確認をしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市として現在行っている支援策についてお答えしたいと思います。

現在、ここのお話にありました該当の児童2名につきましては、瑞穂市の教育委員会の教育長激励金交付要綱に基づきまして激励金をお渡しさせていると、そういった現状があります。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これは金額の問題ではないと思いますけど、関係者の方に伺うと、もう少しあってもいいのではないかなみたいなこともお声がありましたので、教育長、笑っておられますけど。さっき言った金額ではないんですが、本当に先ほど言った全国で結果を残されるような方たちに、もう一度現状なんかを聞いていただいて、適切な御判断、また御援助をいただければというふうに思います。人材育成という観点からお聞きしました。

先ほど防災リーダーのことで少し言い忘れましたが、私も先ほど言った防災士の資格を取得しておるがゆえに、社協さんのほうからよく防災ボランティアコーディネーターとか、いろんなタイトルの講習に伺えるときは伺っていますけど、瑞穂市が災害に遭ったときに、ボランティアの団体さんを受け入れる受付であるとか、いろんなところに行っていただくような御指示をされる講習なんかを受けてまいったんですけど、結構な大先輩がいらっしゃるんです、講習に。

私は以前から消防団の方であるとか、いろんな方の防災士の資格等の御提案はしてきましたけど、ちょっとお名前が出なかったわけでいかなですけども、本当に瑞穂市出身で、レスキューストックヤードの栗田さんもこの瑞穂市の出身でございます。いろんなところでレスキューストックヤードの方の講演を浦野さんとか、何回も講習を受けるわけでございますが、中学生の講習なんかでも、阪神大震災以降、そういう団体を立ち上げられて、全国的に災害があったら真っ先に駆けつけていかれる団体さんの講演なんかも、なければ一遍企画されたらどうかと思いますけど、まず一度でもあったのかどうなのか、これは通告にございませんので、提案だけして、読んでいただいて、こういうのを何かしていただければどうかというふうに思います。

いいですかね、ありますか。じゃあお願いします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の御質問でございますが、小学校においてございますが、実施はしております。ただ、今議員さんの言われるとおり、大変必要なことでございますので、今後とも検討していきたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） よろしく申し上げます。

3点目の質問に移ります。

水害における被災家屋認定調査の迅速な認定について伺ってまいります。

先ほど市長の所信表明を御紹介しましたが、その紹介した後に、市長は、「当市ではどんな災害が発生した場合でも可能な限り最小化し、迅速に復旧することができるよう、瑞穂市国土強靱化地域計画を策定しており、毎年度アクションプランを策定し、適宜見直しながら日頃の備えに万全を期してまいります。」というふうにお話をされております。

その備えという部分でございますが、災害対策基本法90条の2項に基づいて発行される罹災証明書について、水害についてはハザードマップで警戒区域等が定められております。今年の7月10日の九州豪雨では、福岡や佐賀県で7名の方がお亡くなりになっておりますが、この地域では、実はハザードマップで土砂災害の警戒区域になっていなかった住民の方も土砂が流れ込んできたとのことでございます。

当市のハザードマップであります。指定について再検討を行う必要があるのかないのか、確認したいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） それでは、お答えさせていただきます。

当市の洪水版ハザードマップにつきましては、平成20年度に百年に一度の大雨を想定し、長良川、揖斐川、犀川、糸貫川、五六川、中川の計6河川の浸水深の一番深い値を表示した浸水想定区域図を作成しております。

その後、平成24年度には長良川、揖斐川を変更、根尾川、伊自良川を追加し、最大浸水深、最大浸水深範囲を更新したハザードマップへ更新をいたしております。

さらには、現在のハザードマップでは平成31年度に防災読本と同時に作成したもので、おおむね千年に一度程度の最大規模の降雨による各河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と、その浸水深を表示したハザードマップとなっております。

御質問のハザードマップの更新につきましては、過去から国や県管理の河川ごとのデータが更新された場合に行っておりまして、今後も国・県管理の河川データが更新され次第、更新をできるだけ速やかに行っていきたいと考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） ハザードマップは、今、千年に一度に対応しておるということで、安心といえば安心をしていいのかなというふうに思っておりますが、この警戒区域で水害が起きたと想定しまして、罹災証明書の交付のために被災認定調査の実施体制について現状を伺ってまいります。

また、災害の規模にもよるかと思いますが、当市では被災認定調査にどれぐらいの期間を要するのか、このことをお伺いしてまいります。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 御質問にお答えさせていただきます。

災害に係る住家の被害認定につきましては、平成13年に認定基準が見直しされ、調査方法を統一した災害に係る住家の被害認定基準運用指針が定められました。その後、法律の改定等により何度か変更が行われ、令和2年12月4日の被災者生活再建支援法改正により、現在の運用指針に改定がなされているところでございます。

本市の被害認定調査の体制につきましては、瑞穂市地域防災計画に被害認定調査は税務課、罹災証明の交付につきましては、地域福祉高齢課が担うこととなっており、令和3年度から実施されております岐阜県主催の住家被害調査員育成研修に職員が毎年参加し、知識や技術の向上を図っているところでございます。なお、現在の修了者は6名となっております。

今後も引き続き研修機会の拡充等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図ることや、他市町や民間団体との協定の締結等による応援体制の強化も図っていきたいと考えております。

被害認定調査の期間につきましては、災害の規模等によって大きく異なってくるため、なかなか想定はできないと思いますが、今後も頻発化、激甚化する災害に備え、災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被害者支援に必要な罹災証明書の交付を円滑に進め、被害調査に従事できる住家被害調査員の増員育成に努めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、企画部長のほうからは、民間との連携も図っていきたいというふうに言われまして、民間との連携を図ったらどうですかというふうにお聞きしようと思ったんですが、ちょっと質問が前後してしまうかもしれませんが、去年の罹災証明書の発行を迅速にという、自治体と損保会社の被害調査の一本化ということ。これは去年の5月ぐらいの記事でございますけど、確認をします。

「災害時の支援金受給などに必要な罹災証明書の発行手続の迅速化のため、内閣府は、自治体と損害保険会社の連携を推進する。災害時には証明書を発行する自治体と、保険金を支払う損保がそれぞれ被災家屋を調査しており、これらの一本化を進める。2022年度に一部の自治体の先行事例を調査し、普及を図る。」という、これは去年のことでございます。

罹災証明書は市町村が被災家屋の状況を調査して、全壊、半壊などを認定する書類、災害救助法に基づく公費による応急修理や被災者生活再建支援法に基づく支援金の受給に必要となってくるものでございます。

ちょっとはしよりますが、去年の千葉県を襲った台風15号、19号などは被害が大きくて、市原市なんかでは約1万5,000件の方が集中したという、証明書の発行の申請があつて、発行ま

でに約1か月ぐらいかかったというふうな記事も出ておりました。

こういったことを受け、三井住友海上火災保険では、2021年から自治体向けのサービスとして、水害時の保険支払いのために調査した被災家屋の写真や被害情報を契約者の同意の上、罹災証明書発行の資料として無償提供する協定を148市町村——これは今年の8月23日現在でございますが——と結び、サービスを導入しています。

同社によりますと、損害保険は調査から支払いまで最短3日で完了するとのことでございます。また、自治体によっては発行申請も同社経由で可能としており、被災者による自治体への手続は不要になるケースもあります。官民連携のこのような取組を自治体としてどう評価するのか、また導入を検討する考えを伺ってまいりたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

最近は大規模台風の通過や線状降水帯の発生によりまして、各地で水害がもたらされております。特に線状降水帯は予測が難しいと言われておりまして、当市でもいつ災害に見舞われてもおかしくない状態にございます。

そのような中におきまして、大規模災害が起きた場合の迅速な罹災証明書の発行は、被災者救済の観点からも大切に被災者の支援につながると考えております。

さて、議員が言われる損害保険会社との連携協定は、水害が発生した場合に損害保険会社が契約者の損害状況を調査し、その結果や写真を市に提供し、罹災証明書の発行につなげる取組や、保険会社がドローンで撮影した画像を市に提供してもらい、その映像を基に被害状況や浸水状況を確認して罹災証明事務の迅速化につなげるもので、連携協定を締結している自治体があることは把握をしております。迅速な罹災証明書の発行のために民間の資源やノウハウを有効に活用することは、非常に有効的な手段であると思っております。

なお、そのようなサービスは、当該保険の契約者に限定される場合もあると聞いております。災害時においては混乱を招くおそれもあるのではないかと考えております。しかしながら、民間の資源やノウハウを有効に活用することは非常に有効的な手段であることから、今後、保険会社から協定の申出があった場合には考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、健康福祉部長のお話がありましたが、先ほどお話ししましたように、もう既に148市町村、この中で県が提携を結んでいるところが、新潟県、熊本県と鳥取県、県がやっているからその県内の自治体は必然的に協定されるという。県下におきましては、岐阜市さん、恵那市さん、大野町さんがこれを結んでおられます。今お話がありましたように、

メリットがあるということを今後御検討いただければというふうに思います。

似たようなものですが、地震や暴風被害においては、水害と少し違って自治体と損保会社の認定方法が異なっておるとのことでございます。公平性を保ちながら、地震や暴風被害で民間の協力を得るために、認定方法について見直しができないかということをお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 認定方法について見直しができないかという御質問でございますが、民間の認定方法やノウハウを有効に活用し、迅速に対応することは大切なことだと考えておりますが、被災住宅の被害認定に当たっては、国の定めます災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づきまして被害認定をしておるところでございます。

この指針は、調査方法の統一を図る観点から検討されたものでありまして、市町村が災害時の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう定められたものでございます。

また、被害者生活再建支援制度における支援金の支給申請に必要な罹災証明書につきましても、本運用指針の基準によりまして被害認定を行うこととなっております。

このようなことから、市独自の基準の見直しは、現状として難しいのではないかというふうに考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私も先ほど災害というか、防災等の講習なんかを受けたときに、この罹災証明書の話をレスキューストックヤードの講師の方に市内の方が質問をされておりました。災害が起きたときに自分のところの家屋の写真を撮って提供するわけございますけど、事前に撮っておいたらあかんのかねんみたいな話があって、それは駄目ですとかという。

現実、大きな水害に私もこういう年まで経験がないというか、自分の財産が脅かされる経験がなかったものですから、やはり全国のいろいろ情報を聞いたり、そのことを踏まえて当市ではどうなのかということを確認していくしかないわけでございますが、2020年にあいおいニッセイ同和損害保険は、福井市と水害時の保険調査で撮影した被災家屋の映像などを提供する覚書を交わしております。

地震災害の場合、瓦屋根の一部が破損し、雨対策としてブルーシートなんかを張るわけですが、住人の方が屋根に登れない場合に、屋根が壊れているかどうか確認ができないときに、悪徳業者等にはまって後ほど高額請求をされるという事案も起きているとのことでございます。

損保会社がドローンで被害状況を調査するケースも増えており、損保会社から映像を提供してもらい、被災者に情報提供すれば悪徳業者から市民を守ると思われますが、このようなこと

も含め、官民連携の施策についてお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） それでは、お答えさせていただきます。

保険会社とのドローンによる撮影映像の提供の件につきましては、先ほど健康福祉部長から答弁させていただいておりますので、私からは防災の面から答弁させていただきたいと思いません。

防災部局といたしましても、岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士会などとも災害時における住家の被害認定調査に関する協定を締結しておりますので、ドローンの映像提供という御提案をいただきましたので、調査士会に被災家屋の画像なども提供ができないかどうか、再度協議を行っていきたいと考えております。

また、今議会の補正予算の総務費の中に、ドローン操縦士育成講座業務委託料を計上させていただいております。これは職員5名に対してのドローン研修費用となっております。職員が操作を習得した後は、防災面以外にも、広報紙、インターネット等を利用して市の魅力を発信することや、インフラ状況の把握や様々な場所での活用を想定しておりますが、そこに被災家屋の画像などの映像提供についても、今後検討していくことが必要ではないかと考えております。

なお、災害時の悪徳業者などの事例につきましては、出前講座などいろいろな機会を通じて広く広報するなどし、市民の皆様が被害に遭わないよう啓発活動に力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 災害はないにこしたことはないわけですが、何度もお話ししますが、市長も本当に所信表明の中で備えるということを何度も何度も言うておられます。

このような有事の際に、本当に地域の方が大変な中におられる状況の中で、同時に行政の負担も大きくなっていくというふうに考えられます。そういった被害者の方の調査であるとか、そういったことも十分民間の力も借りながら、対応していただければというふうをお願いしながら、今回の私の質問を終わります。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 14番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 議席番号2番、創緑会の藤橋直樹でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、この9月議会においても、通告に従い一般質問をさせていただきますと思います。

さて、今年は市制施行20周年を迎えためでたい年ですが、それを記念して各団体が様々な催しを行っています。先般も文化協会が講演して、2.5次元舞台なる演劇を開催して瑞穂市の宣伝を全国に向けて発信してくれました。聞くところによりますと、ツアーバスで毎回3台ぐらい全国から若者が訪れて観劇をされたということでございます。若者がこの岐阜県の瑞穂市を知ってくれたのではないかなと思います。

その前の週には、市が主催して朗読劇「千本松原」が講演されました。治水事業には、瑞穂市には永遠の施策課題で過去より苦勞している当市には、まさに教訓ともなる講演内容でありました。心に大変しみた内容でございました。

これらを踏まえて今議会ではお尋ねさせていただこうと思っておりますが、今議会では3点ほどお尋ねをさせていただきます。

1点目が、公共下水道事業等、牛牧南部で行われている各事業の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

2点目は、市制施行20周年記念事業に関する今後のまちづくりへの展望についてお尋ねをしたいと思います。

3点目は、こどもまんなか社会政策に関わる市のスタンスについてです。

以下については質問席にてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、1点目の質問です。

私が住む近くの状況で、住民からよく聞かれます五六川堤防が牛牧団地の住民の散歩コースで、若いも若きも市民の皆さんがよく利用されていますが、その中で、森市政になってやっと着工され、そしてだんだんと形を変えていく公共下水道や牛牧排水機場の様子を目にされる市民より、世間話的に進み具合はどうですかと聞かれるものです。

市民にも少なからず興味を持たれているんだなあと感じていますが、まず1点目ですが、公共下水道事業の進捗具合及び今年度の施工目標などをお伺ひします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、公共下水道事業（瑞穂処理区）の進捗状況についてお答えします。

まず管路施設の進捗状況をお答えします。

管路施設工事は本年度11月頃から着手し、瑞穂第1汚水幹線及び第2汚水幹線を推進工法で約2キロメートル行います。あと下畑地区の面整備管を開削工法で約1.4キロの施工を予定し

ております。

次に、下水処理場の整備についてですが、本年7月末に造成工事及び水路の切り回し工事が完了しており、下水処理施設本体については、日本下水道事業団により令和6年3月頃から流入ポンプ槽建設工事に着手する予定となっております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

答弁を聞いて心強いものを感じます。

次に、これは管轄外の部分はあるかと思いますが、2点目をお尋ねします。

昨今の異常気象は、本当にどこでも水害、災害が起きてもおかしくない異常な降雨状況です。これは世界的に起きておかしくない異常な降雨状況です。東南アジアでも、ヨーロッパでも、アメリカでも大規模な水害が発生しています。日本でも8月には秋田や東北地方や千葉やいろんな被害が出ています。

こうした背景を踏まえて、冒頭にも触れた千本松原ではないですが、不断の努力で治水事業に立ち向かわないといけないと思い、牛牧排水機場の工事の進行状況及び見通しをお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 牛牧排水機場の進捗状況についてですが、昨年度、国による牛牧排水樋門の工事が完了しました。今年度は計画どおり牛牧排水機場のポンプ設置が行われており、併せて1級河川起証田川の付け替え工事も行われております。

来年度は、引き続き1級河川起証田川の付け替え工事と牛牧排水機場の場内整備工事に入ると聞いております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

まだまだ時間を要するような感じですが、完成に至るまで大きな台風や異常な線状降水帯という降雨がないよう祈るばかりでございます。

それでは、2点目の質問をお願いします。

2点目の市制施行20周年記念事業についてをお尋ねします。

冒頭にも触れたように、今年は各団体も20周年を祝って様々な事業を展開しています。コロナの分類が第5類に移行し、まるで堰を切ったように市民や国民が活動の場を取り戻していつて、その意味では瑞穂市は運がよいと感じています。

そこで、去る6月に瑞穂市市制20周年記念式典で市長や次代を担う子供たち、中学生らが高

らかに宣言をしていました「人権」「平和」「環境」について、次年度以降はどのように進めていくのか。人権も平和についても啓発から始まると考えます。また、環境についても幅広い分野にわたると考えていますので、二酸化炭素削減というゼロカーボン宣言などの予定についても、今後の計画についてお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まず「人権」に関してお答えをさせていただきます。

人権につきましては、市制20周年を契機に、令和5年3月の議会において、議決を経て人権尊重都市宣言を行いました。その後、広報やホームページにおきまして、人権尊重都市について周知しております。また、令和5年5月の広報では、見開き2ページを利用し、「正しく理解しよう人権のこと」と題し、人権特集を組み、人権の大切さを啓発いたしました。

また、人権尊重を推進していくためには、まずは職員自らが学習し、意識することが大切であることから、LGBTQの研修も実施をいたしました。さらに今年度、汽車まつりが数年ぶりに開催をされましたが、その場におきましても、人権擁護委員さんの協力を得まして人権尊重都市をPRしております。

現在、啓発用モニュメントの作成をはじめ、人権啓発を推進していくための人権に関する協議体の設置につきましても考えております。人権尊重の意識を市民の皆様と培っていくために、これからも様々な機会を捉えて、PR、啓発活動を実施していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） それでは、企画部のほうから「平和」につきまして答弁をさせていただきますと思います。

瑞穂市では、平和で安全・安心な暮らしを願い、平成22年に非核平和都市宣言を行っております。

事業といたしましては、平成24年度より平和推進を啓発するイベントを継続して行っており、今年度は8月20日に地元出身ジャズシンガーによる平和ジャズコンサートを行い、御来場いただいた皆様には、音楽を楽しめる日常に平和への祈りを感じていただけたのではないかと考えております。

また、令和2年度より広島市が配付している被爆アオギリ2世の苗木の植樹を小・中学校に行い、次の時代を担う若い世代に平和の大切さを学ぶシンボルとして活用させていただいております。

さらには、牛牧小学校出身の画家と同小学校の児童との平和に関する絵画制作プロジェクトを行っており、完成次第、ココロかさなるCCNセンターに展示する予定でございます。

また、大月浄水公園内に平和の鐘を昨年度設置いたしました。台風のため中止となりました

が、今年の終戦記念日の日に打鐘式を大月浄水公園にて計画しておりました。このようなイベント等を来年度以降も継続していければと考えております。

戦後78年目を迎え、戦争の悲惨さ、平和の大切さについて、次代を担う若者たちに継承していくことが今を生きる者としての役目と考えております。今後も様々なイベント等を通して、若者たちに伝えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 私からは「環境」についてお答えさせていただきます。

未来への良好な環境を引き継ぎ、持続可能なまちを実現するため、循環、共生、参画及び国際的な取組を構築しながら、現在及び将来の市民に健康で文化的な住環境の確保や、福祉に貢献する環境都市みずほの創設を目指しています。

具体的には、瑞穂市の豊かな自然や水辺環境の改善・保全を図り、降雨による浸水被害から市民を守るための公共下水道事業の推進や、地球温暖化対策として電気自動車の普及促進に向けた公共施設へのEVステーションの設置や、再生可能エネルギーの調達などゼロカーボンシティの実現を目指しており、市民が環境保全の重要性や興味を持つような施策や啓発などをしていかなければならないと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 「人権」「平和」「環境」、どれも意識の持ちようで大きく変わるテーマでございます。ウクライナ戦争の問題が長引く今だからこそ、一層に重要性が問われるように思います。

世界的に12月10日は人権宣言の日、日本では人権デーを最終日とする1週間を人権週間とし、環境では6月5日を環境の日、6月を環境月間としています。このような人権週間や環境月間を活用した啓発やイベントなどは有効であると思いますが、市のお考えをお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まず人権週間についてお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、人権週間を活用することは非常に有効的であると思っております。これまでも人権週間に合わせていろいろな啓発活動を行ってまいりました。ここ数年では、穂積庁舎の壁面に映像を映し出すプロジェクションマッピングを利用しての人権啓発や人権に関する講演会、講演会でのパンフレットの配布などを行ってまいりました。

例年、人権週間に合わせてこのような啓発活動を行ってまいりましたが、瑞穂市は本年3月に人権尊重都市を宣言いたしました。さらなる人権啓発、人権尊重都市の実現を目指しまして、12月を人権週間にちなんで瑞穂市人権尊重月間と位置づけまして、市民の方々へPRする計画を立てております。

今年度につきましては、通常の活動に加え、市社会福祉協議会が主催をします社会福祉大会におきまして、LGBTQに関する講演会として、当事者の方の「マイノリティーとして生きる命」をテーマとした講演会を12月17日に開催する予定でございます。

また、今回の補正予算にも計上をさせていただいておりますが、第二次世界大戦中に命のビザを発給して多くの方の命を救った岐阜県出身の杉原千畝氏を題材とした舞台の開催も計画をしております。

国の政策週間を契機に12月を人権尊重月間といたしまして、人権尊重都市瑞穂市を市民の方と培っていくため、広くPRしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 6月5日の環境の日は、1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められており、日本では環境基本法で6月5日と定めております。

また、環境省の主唱により平成3年度から6月を環境月間としており、国、地方公共団体はこの趣旨にふさわしい各種の行事を実施することとしており、今年度は6月27日に牛牧小学校の4年生約100人を対象とした公共下水道終末処理場建設工事や牛牧排水機場建設工事などについて現場見学会で説明し、水環境や水害対策の重要性について学んでいただきました。

今後も6月の環境月間に環境をテーマとした学びや体験、また啓発など継続的に行っていきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

地球温暖化が叫ばれ、危惧されている事象が様々起きる昨今、環境問題では予断を許さない問題だと私も考えていますので、市としての旗振り役を行ってほしいと望むところでございます。

それでは、3点目のテーマに移ります。

こどもまんなか社会の政策について質問していきたいと思えます。

今年4月、岸田首相は直属の機関のこども家庭庁の発足にちなんで、子供たちにとって何が最もよいことなのか、常に考えるこどもまんなか社会の実現が使命だと宣言をされました。こども家庭庁はこどもまんなか社会を実現するために、子供の視点に立って、子供にとって一番の利益を与え、子供と家庭の福祉や健康の向上を支援し、子供政策に取り組んでいくとしていきます。

そこで、私が日頃、少年野球で触れ合う親御さんたちから聞いた話ですが、話題になることなども含めて、今後の子育て施策の問題点をアトランダムな形でお尋ねしていきますので、よ

ろしくお願いします。

まず1点目です。

子供たちにとって何が最もよいことなのか考え、健やかに幸せに成長できる社会を実現するためには、こどもまんなか宣言に賛同する団体や企業に、こどもまんなか応援サポーターというような制度を立ち上げるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。まずは自治体が賛同を表明するべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 藤橋議員のこどもまんなか社会の政策についてお答えをさせていただきます。

今年の4月にこども家庭庁が創設をされ、こどもまんなか社会の構築というのが出てきました。その背景には重大な少子化問題があると考えられます。

現在、日本の喫緊の課題である少子化、異次元の少子化対策ということで、特に昨年の出生数が77万人、国が予想していたより8年も早く80万人を下回ったということで、この80万人を下回ったということが大きな衝撃となっております。

遡ると第1次ベビーブームには269万人の出生、第2次ベビーブームでは209万人、それから減少するばかりで、現在77万人になったということで、これから2030年までが少子化対策のラストチャンスとされています。

こどもまんなか社会を推進するに大切なことは、先ほど議員もおっしゃられましたが、子供や保護者や若者の意見をしっかり聞いて、子供や若者への最善の利益を与えることをこども家庭庁では考えています。

若い方々へのアンケート調査で、子供を産まないとする人や子供が要らないとする人のアンケートでは、数え切れないような理由が出てきましたが、私が注目したのは1つ、子育てに自信がないというような答えがありました。もう産む前から自信がないというようなことで、不安な社会が浮き彫りになっているということを思います。

今までも全国的にも30年ほど前から段階的に子供の医療費が無償化になったり、児童手当でも20年ほど前から月額5,000円、10年ぐらい前からは2歳まで1万5,000円、3歳からは1万円というような手を打ってきましたが、現在、それは改善されないまま子供の出生率が少なくなっているのが現状であります。単なる金銭的な面で子供ができない、子供が生まれてこないというような状態ではなくなっているということが背景にあると思います。

子供を産みたいと思うこと、子供を産もうとする心理的な働きかけが必要ではないかと思います。子育てをする喜びを感じることを、子育ては楽しいと思うこと、子育ては仕事やキャリアにプラスになるような社会をつくり上げていくということが、本当の真のこどもまんなか社会ではないかと思います。

子育てが終わり、気づいたときに、子育ては楽しかった、そして人生の終わりには、自分に子供がいて本当によかったと思えるというようなことが、この子育てのまんなか社会の中心にあるということを考えています。

瑞穂市でもこどもまんなか社会の政策を行うに当たり、私の考えの一端を述べさせていただきました。あとの質問に対しては、それぞれの部長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 瑞穂市のこどもまんなか応援の政策といたしましては、切れ目のない子育て支援を政策の柱に添えまして、こどもまんなかの支援を推進していきたいと思っております。

昨年度、少子化対策のプロジェクトチームにより意見を集約しまして、現在、関係各課でさらなる調査などを進めているところでございます。また、並行いたしまして、既存の子育て支援に関する事業の洗い出しを関係各課で行ってもらっております。

支援の洗い出しによりまして、妊娠、出産、小学校入学、中学校入学、高校入学の各ステップにおきまして、切れ目のない支援へとつなげていきたいと思っております。

瑞穂市のこどもまんなか応援サポーター宣言についてでございますが、現在、宣言の時期などについて検討を進めております。現在想定している宣言の時期といたしましては、現在進めている少子化対策、子育て支援の内容が、妊娠、出産、小学校入学、中学校入学、高校入学の各ステップにおいて、ロードマップ的にまとまった段階でこどもまんなか応援サポーター宣言を行いたいというふうに考えております。

宣言に際しましては、広く瑞穂市内の個人、団体、企業に呼びかけ、賛同を得て、瑞穂市一丸となりましてこどもまんなか応援サポーター宣言を行ってきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

こどもまんなか社会の実現には、子供たちが健やかに成長できることが必要です。よって、個別な事業についての実態や進捗状況について、いろいろアトランダムに質問させていただきます。

まず小・中学校のタブレットパソコンの活用についてですが、活用範囲は進んでいると思いますが、学習支援のソフトが使いやすいことや近隣自治体との整合性など、教える先生が他の自治体へ人事異動をしても、同一のソフトであるなら迷うこともなく活用することが可能であると考えますが、その辺り、タブレット型パソコンの現在の活用実態と導入ソフトの汎用性に

ついてお尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） タブレットの実態についてお答えします。

タブレット端末の利用は、今年で3年目を迎えて活用が定着しつつあります。児童・生徒は授業場面でタブレット端末を利用して情報収集や事実の記録、学習成果物の蓄積、課題提出など多様な方法で活用しています。

また、教員の間においても、タブレット端末を活用した情報や資料の共有、アンケートの実施など業務改善につながる活用も広がりつつあります。

また、今年度は新たにICT支援員を学校に配置して教員の様々な相談に乗ったり、タブレット端末や導入ソフトの活用方法を提案してもらったりするなどして、ICT教育のさらなる推進を図っているところでございます。

こうした取組によって、タブレット端末の利用に関する全国的な調査にある一つの項目ですが、「学習の中でパソコンやタブレットなどのICT機器を使うのは、勉強に役に立つと思いますか」という質問項目があるんですが、瑞穂市の児童・生徒は、全国や県よりも良好な結果が見られております。これは児童・生徒がタブレット端末を有効に活用できている、そんな実感をしていることの表れだと思います。

導入ソフトの一つとしましては、意見発表や協働学習のための授業支援ソフトがあります。そのソフトを利用することにより、児童・生徒が提出した課題や発表した自分の考えを電子黒板の画面上で一斉に分かりやすく児童・生徒や教員が共有することが可能になりました。そのためクラス全体で仲間の意見を共有し、そこから学び合うことを通して、分かったと実感できることが増えたり、提示された仲間や自分の意見を根拠にしながら、画面を示しながら意見を発表したりする姿につながっています。

このように現在の授業支援ソフトの活用は進んでおりますが、今後は他市町の動向も踏まえながら新たなソフトの導入について検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

子供たちが健やかに成長できる背景を示すものとして、全国学力試験があると聞いております。支障のない範囲で瑞穂市の子供たちの結果というか、実情をお聞かせ願えないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今年度実施されました全国学力学習状況調査ですが、小学校では国語、算数、中学校では国語、数学、英語が実施をされました。

瑞穂市の児童・生徒の正答率は、全ての教科において全国や県の正答率を上回る結果でした。また、その調査では、児童・生徒の学習や生活に関する質問紙調査も行われています。その中の項目にある「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問ですが、そこにおきまして、肯定的な回答をした瑞穂市の児童・生徒の割合は、全国や県を上回っております。

また、「先生は授業やテストで間違えたところや理解していないところについて分かるまで教えてくれると思いますか」という項目においても、小・中学校とも全国や県を上回っております。

この結果からも、学習に対して主体的に取り組む児童・生徒の姿や、児童・生徒が分かるまで丁寧に説明する先生方の指導が、児童・生徒の学力の向上につながっていることがうかがえます。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

平均の上ということで、児童・生徒たちは頑張っているんだなというふうに思います。先生は大変ですが、このままの状態でも頑張ってもらいたいと思います。

次は、放課後子ども教室事業を国は掲げていますが、放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いについてと、放課後子ども教室の開設に向け、保護者のニーズの把握や今後の計画はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いということですが、放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業になります。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、授業の終了後は放課後児童支援員の助けを借りながら基本的な生活習慣や、上級生や下級生等との交流等を通じて社会性を習得するとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場を与えて、子供の健全な育成を図るものとなります。

一方、放課後子ども教室は、家庭の状況に関係なく、地域の全ての小学生を対象に、放課後や土・日、夏休みなどに地域のボランティアや大学生など様々な人材の協力を得て、学校の教室や体育館、公民館等を利用して学習支援やスポーツ、文化・芸術活動、地域住民との交流活動等の体験活動といった多様なプログラムを提供するものとなります。

根拠法や趣旨は異なるものの、それぞれの事業の対象である児童は同じであることから、効果的かつ円滑に実施するには、両事業一体での検討や推進が重要であるとして、国は新・放課後子ども総合プランを策定し、同一の施設で両事業を実施する一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室づくりを進めています。

当市においては、総合計画で令和7年度までに1か所での放課後子ども教室の実施を目標としており、まずは児童や保護者、地域のニーズを把握する必要があると考えています。こどもまんなか社会を目指すため、今後作成します瑞穂市子ども計画に盛り込むことになる第3期瑞穂市子ども・子育て支援計画のニーズ調査を今年度実施します。その中で、放課後子ども教室の調査も行う予定です。その結果を踏まえて令和7年度に1か所開設できるように努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

分かりやすく説明していただきまして、これからもよろしく願いいたします。

次に、生津校区への公私連携型保育事業について、地元自治会への説明があったと聞いておりますが、地元の反応や進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 生津小学校区における保育所の整備については、瑞穂市保育所整備計画に基づき、民間活力の導入により生津小学校へのスムーズなつながりが取れるよう、公私連携型保育施設の誘致に取り組んでいるところです。

先般7月8日に候補地である生津小学校駐車場所の地元、馬場東自治会の住民の方に説明会を開催したところ、当日はあいにくの雨模様で足元の悪い中、18名の方に参加いただきました。

内容といたしましては、候補地の選定理由、保育施設の概要、民間活力を導入する公私連携の仕組みなどについて説明申し上げました。

保育所を整備することにつきましては、御了解を示していただいたと理解しておりますが、その候補地につきましては、御意見や御要望をいただきました。

主なものといたしましては、1つとして、保育所の定員について、増員して市内の他の保育施設と同様にできないか、2つ目として、候補地は建物の敷地として十分なのか、3つ目として、保育施設ができることにより交通量が増加すると思われるが、周辺の交通安全対策は大丈夫かといったものです。

こうした御意見等の対応策を現在検討しており、できるだけ早い時期に改めて地域の方に説明できる機会を設けたいと考えております。地域の御理解の下に生津小学校区の保育所整備を進めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

着々と進めていただいて、よろしくお願いを申し上げます。

次に、子供たちには健やかに成長してもらいたいものですが、増加傾向にある不登校児童対策について、国では空き教室を不登校相談室などへ転換する費用の補助を開始すると報道されていましたが、瑞穂市では空き教室がある学校は限られています。不登校児童への対応についてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市におきましても、不登校児童生徒への対応は喫緊の課題としておりまして、現在、幾つかの対策を行っております。

1つ目は、学校に行きづらさを感じる児童・生徒のための適応指導教室（アジサイスクール）でございます。現在、3名の教育相談員が個の実態に応じて生活や学習の支援を行い、社会的な自立を目指しています。

2つ目は、学校内での子供の居場所となる場所としての校内教育支援センターの充実です。

これは、教室に入ることは難しくても、校内にある別室であれば学校に通うことができるという児童・生徒を対象にした場所です。個別の学習支援に対応するためのホワイトボードや落ち着いて生活できるようにするためのパーティションなどの設置等につきまして、環境面の充実を図り、子供たちが安心して生活できる場所となるよう計画をしています。こうした環境整備につきましては、今後、国や県からの補助金を活用することも検討していきたいと考えております。

3つ目は、不登校児童・生徒を持つ保護者の会、アジサイの会とっておりますが、その設置です。この8月に第1回目を開催しました。

同じ悩みを抱える保護者が集まって考えや思いを分かち合ったり、悩みを話し合う中で、子育てのヒントを得たりする機会となることを目的としております。参加された保護者の方からは、こういった会があることはありがたいという声や、ほかにも参加したい方が見えると思うよといった声をいただきました。不登校児童・生徒を持つ保護者の方への支援も大変重要と考えておりまして、継続をして開催していきたいと思っております。

今後も教室や学校に行きづらさを感じる児童・生徒が安心して過ごせたり、児童・生徒一人一人が多様な学びができたりするような居場所づくりなど、様々な支援をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

アジサイの会、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、少子化対策について質問します。

少子化対策には幅広い分野、多くの対策がありますが、対策の1番目は、やはり子供が欲しいのに恵まれない夫婦への不妊治療であると考えますが、最先端の治療への助成など検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 不妊治療対策につきましては、国は不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月1日より不妊治療を保険適用として、体外受精などの基本治療は全て保険適用とされました。

しかし、いまだ保険適用と認められていない先進的な医療技術などについては、自費となっているのが現状でございます。医療機関によりますと、保険適用での治療と先進的医療を組み合わせることで、妊娠する確率が上がることから、先進的医療を受けられる方が多いと聞いております。

このような状況から、瑞穂市の少子化対策の一環といたしまして、先進的治療に係る費用負担の軽減を図るため、特定不妊治療の先進医療にかかった費用の一部を助成する助成制度の創設に向けまして、現在準備を進めているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

どんどん補助とか助成とかがあるといいかなと思います。

最後に、人口減少対策になりますが、瑞穂市には高校がなく、市外の高校に通学し、地元の朝日大学に進学する人もあるとは思いますが、名古屋、東京、大阪の大学に進学し、地元瑞穂市に戻らないケースが多いと思いますが、そこで優秀な若者をUターンとして郷里の瑞穂市に呼び戻す施策について、何かお考えはありますか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 御答弁させていただきます。

大都市圏からUターンとして瑞穂市へ呼び戻すために、現在、瑞穂市では東京圏から市内へ移住する方に対し、引っ越しや新居取得に係る費用等を補助し、移住を支援する岐阜県東京圏からの移住支援事業における瑞穂市支援金制度を設けております。

また、制度は過去10年の間に通算5年以上東京圏に居住していた方などで、要件に合致する場合、単身者に60万円、世帯であれば100万円、さらに18歳未満の子供1人につき100万円の支給を行っております。

また、東京圏に限ったものではありませんが、岐阜県外から市内へ移住する方を対象とした瑞穂市清流の国ぎふ移住支援補助金制度や、今年度からは市内で新生活をスタートする新婚夫婦を対象とした瑞穂市結婚新生活支援事業制度を設けております。

これらの補助制度に加え、現在、瑞穂市で生活している児童・生徒の皆さんに市に愛着を持っていただくことや、市外への瑞穂市の魅力発信、魅力向上に取り組んでいくことが大切だと考えております。穂積駅圏域拠点化構想、中山道まちづくり基本構想、犀川遊水地グリーンインフラ構想などの主要プロジェクトを市民の皆様と一緒に取り組んでいくことにより、瑞穂市への愛着度向上に努めていきたいと考えております。

また、瑞穂市は名古屋まで電車で約25分と便利な立地であり、地価も比較的安く、一軒家を建てやすいという強みがあることを機会があるごとにPRをしていくことで、市外、県外に出られた方が、ふるさとである瑞穂市をUターン先として再認識していただけるような取組を行っていききたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

Uターンをして瑞穂市に、大好きなふるさとに帰ってくれるのを楽しみに私たちは待ちたいと思います。

国の将来を担う子供たちが健やかに育ち、そして誇りを持って瑞穂市に住んでくれて、瑞穂市に住んでよかった、瑞穂市で学んでよかったと思ってもらえる環境を築いていただきたいと考えております。

その課題は決して容易なことではないと承知しておりますが、行政として最大の努力をしていただくことをお願いいたしまして、今議会の一般質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

傍聴の皆様には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。ま

た、議長の許可をいただき、傍聴の皆様には、受付において私の一般質問についての資料を配付させていただきました。御参考にしていただければ幸いです。

では、私の本日の一般質問の質問事項は2つであります。1つは国民健康保険について、そしてもう一つは就学援助制度について、この2点であります。

今、日本では国民皆保険制度、こういった世界に誇るべき医療保険制度がつくられております。要は保険証1枚あれば、どこのお医者さんに行っても保険診療を受けることができる、そういった仕組みがつくられている。これが日本の医療保険の一番の特徴であり、大事な点だと思います。そして、その皆保険制度の中核にあるのが国民健康保険制度であります。国保は、1961年、昭和36年に始まり、これまで各市町村が運営の主体を担ってきました。

また、国保の加入者というのは、発足当時は農業の方、あるいは自営業者、こういった方が中心の制度でありました。しかし、今ではすっかりさま変わりをして、高齢者、そして非正規の労働者、フリーランスの方々、こういった方々がほとんどを占めている状況になってきております。したがって、この国民健康保険、構造的にはどうしても不安定な部分を抱えている、そう言わざるを得ないと思います。一般的に見れば、所得水準の低い方々で構成されている、中心になっている保険制度であります。また、協会けんぽとか組合健保のように、会社のほうからの事業主負担といったものも当然ありません。そういったことを補うために、各市町村では、これまで一般会計からの繰入れといったものを行ってきたといったところも多くありました。

ところが、平成30年、2018年から、今行われている国民健康保険の都道府県化によって、国民健康保険が市町村と都道府県の共同運営という形に切り替えられてきております。市町村では、一般会計からの繰入れ、法定外繰入れといいますけれども、こういったものに圧力がかけられるようになってきております。

そんな中、最近の瑞穂市の国民健康保険税については、引下げがこの間行われてきました。1世帯当たりの保険税、資料によりますと、令和元年度では16万6,662円であったものが、令和4年度においては15万13円となり、1万6,649円下がっております。県内21市においても、その順位は元年度では低いほうから15番目といったものが5位までに上がってきた。さらには、今年度に入っては、均等割、あるいは平等割というものの引下げも行われておりました。こういった取組をされてきた執行部の方々の御努力に敬意を表したいと思います。しかし、これらの取組だけでは国保を支え切れなくなっているといった現状も出てきております。

本日は、この国民健康保険の問題について質問をさせていただきたいと思っております。具体的な質問については、質問席のほうからさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、具体的な質問の第1点として、先ほど言いましたこの国民健康保険の一番の課題は、

何といっても国保税、保険料、こういったものがあまりにも高い、そこに端的にあると思います。そこでまずお尋ねしたいと思います。40歳代の夫婦と小・中学生各1名の4人家族、そういったところで例えば仮に400万円の年収があったとした場合、瑞穂市での国民健康保険税、そしてもし協会けんぽに入っていたとしたら、それぞれ幾らぐらいになるのか。また、20代の非正規労働者の単身世帯、仮に年収180万とした場合、この場合のまた同じように瑞穂市の国民健康保険税、そして協会けんぽに入っている場合の保険料、それぞれ幾らになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 関谷議員の質問に答弁させていただきます。

年収400万円の4人家族の場合と年収180万円の20代単身者の場合について、いずれも収入が全て給与収入と仮定をしまして、まず瑞穂市の国民健康保険税が幾らになるのか、令和5年度の基準で計算を行いました。年収400万円の4人家族の場合は年額41万9,000円、年収180万円の単身者の場合は年額11万5,700円となりました。

また、協会けんぽの保険料につきましては、瑞穂市の国民健康保険運営協議会に協会けんぽ岐阜支部の方に御参加いただいております関係で、そちらへお問合せをさせていただきましたが、協会けんぽの制度は報酬月額区分により保険料が算定され、扶養の人数には影響を受けない制度であることの説明がありました。改めてお尋ねしました結果になりますが、御本人が会社に勤められていて、半額が会社が負担されている場合としての御本人負担の金額になりますが、年収400万円の場合は年額23万7,000円、年収180万円の場合は年額8万8,200円とのことでした。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

瑞穂市の国民健康保険税、先ほどお話ししましたように、この間大分下げているということもありまして、岐阜市、あるいは大垣市などと比べますと低い額になってきている、そんなように思います。それでも、協会けんぽと比較をしますと、4人世帯では1.8倍、一人世代でも1.3倍、こんなふうな状況になっております。先ほどの4人世帯、年収400万と仮定しましたけれども、収入ベースでの1割を超える金額を国保税として払わなければならないといった状況があります。

さらに、同じ4人世帯でも、国保に入っている方で年収400万というのは、ある意味では結構あるほうの人かもしれませんが、これが少なくなればなるほど、非常に収入に対する国保税の負担割合が大きなものになってきます。その原因としては、先ほどお話しがありました

ように、国保には協会けんぽとか、そういったところのいわゆる会社の負担、の事業主負担がないということが1点。その一方で、人頭税と言ったらあれですけども、1人幾らという均等割、平等割といったものがあります。これがあるために、どうしても所得が低くなれば、その負担が重くなってくる現状があると思います。

どちらにしても、国保税の負担があまりにも多い。そこで、国保の一番の負担がある、それが結果として、配付した資料(2)なりますけれども、見ていただきますと、収納未済額が17%前後を占めている。結構な割合だと私も数字を見て思っているところであります。中には、怠慢で払っていないという方もあるかと思えますけれども、現実的にはそれ以上に実際に払えないといった方も非常に多いのではないかと。それが結局はこういったことにつながっていく、そんなふうに思います。

それでは、次の質問に行きたいと思えます。

国保の加入者のことについてであります。先ほど言いましたように、今では高齢者、あるいは非正規の方が多いという状況でありますけれども、国保には会社を退職した人が加入をする、そして就職をすれば国保から抜け出て会社のほうの保険に入る。また一方、75歳になると自動的に後期高齢者のほうの医療制度に移っていく、そういった出入りがあるわけであります。

そんな中で、平成28年、2016年10月からは、社会保険の適用拡大が行われ、原則週20時間以上働くパートさんなどについても、500人を超える事業所では社会保険に加入するといったことが義務づけられてくる。そして、昨年の10月からはその500人という基準が100人を超える事業所も対象になると、そしてさらには来年10月から50人を超える事業所も対象になってくるということで、それに伴って国保加入者が減少している、そういったことが今回の決算報告書でも述べられているところであります。

そこで、資料1のほうを見ていただきたいのですが、これを見ますと、この表は令和4年度、昨年度の年度末の人数、それから平成31年度、そして先ほど言った社会保険の適用拡大が始まったという平成28年度、それぞれの年度末の人員を捉えています。そして、下のほうは、後期高齢者医療保険のほうの人数も併せて表記をしております。つまりは、75歳になると自動的に後期高齢に移るということで、当然その分が確実に減っていくということになります。

それで、私のこの表を作っていて気がついたのですが、見ていただくと分かりますように、平成28年度から平成31年度までは、実に1,442人減っていたという数字になっております。ところが、平成31年度から令和4年度、直近の3年間ですけども、これで見ますと、減りは急に566人に少なくなっている。その一方、後期高齢者のほうに移った、単純に国保から自動的に、後期高齢者の場合は国保だけでなく健康保険のほうからも移る人もあるとは思いますが、そういった差はちょっと無視をしまして見ていると、それぞれでは600人台ということで、そんなに大きな、これから多分団塊世代が75歳になるということでこの数はまた増

えると思いますけれども、そんなような実態であります。

そうしますと、確かに平成28年度から平成31年度までは、国保の加入者1,400人減少していると。一方では、後期高齢者は600人加入者が増えていると。したがって、おおよそですけれども、後期高齢者制度へ移動した以外の理由による。多くは就職、あるいは社会保険の適用拡大、こういったものによって、後期高齢に移った以外の理由として、800人ほどの人が減っているのだということも理由として推測ができるというふうには思っております。

ところが、平成31年度から令和4年度、昨年度末まででございますと、国保の減少は600人を切り、後期高齢者の増加数よりも少なくなっていると。つまり社会保険の適用拡大によって、国保の加入者が減ると予想していたほどには今は人数は減っていない、そんな状況もあるのではないかと思っております。この要因としては、会社を退職して国保に加入した人が増えている、そのような社会状況も含めてなってきたのではないかと考えているんですけれども、そこら辺についての市としての見解がありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 白井市民部長。

○市民部長（白井敏明君） 答弁させていただきます。

国民健康保険の被保険者数の変動につきましては、議員が言われる社会保険の適用拡大以外にも、就職や退職による社会保険等への加入や喪失、転入転出などの人の移動など、複数の要素があるものと考えております。社会保険の適用拡大につきましては、平成28年10月から段階的に始まっております。直近であれば、昨年10月から、従業員101人以上の会社が対象になっておりますし、来年10月には従業員51人以上の会社が対象になるという見込みであります。なおかつ、後期高齢へ移行される方につきましては、例えば令和4年ですと581人が移動されたというようなところ、この辺が直近で変動が大きい要素の一つかと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 後期高齢者の移動は、今年度結構な数がこれから増えてくるというお話でもありましたけれども、この数字を見る限りでは、少なくとも令和4年度まではそれだけでは説明し切れない、そういったことだと思います。私が思いますには、コロナ離職も含めて、会社を離職せざるを得ない方が増えていたのではないかと、そのように見ておるわけでありまます。つまりは、生活に困ってきている方が増える。その分国保の加入者が増えているのではないかと、私にはそのように見てとれます。

そこでお尋ねしたいんですけれども、令和2年度から昨年度まで、3年間にわたってコロナ特例ということで国保税の減免といったものが国の音頭取りというか、国のほうの仕組みでそういった仕組みがつけられました。この3年間のコロナ特例による国保税減免、それぞれの

ぐらいの世帯があって、どの程度減免されたのか教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきましては、大きく分けて2種類要件がありますが、まず1つ目は、世帯の生計を主として維持する人が感染症により死亡、または重篤な傷病を負った場合、2つ目は、世帯の生計を主として維持する人の収入が前年度に比べて大きく減少した場合となる制度であります。その減免の適用を受けた事例としまして、各年度の適用件数と減免金額は、令和2年度が88件の1,945万3,300円、令和3年度が28件の362万円、令和4年度が17件の243万3,000円となっておりますが、いずれも収入が大きく減少したことが減免要件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） コロナ離職によって130件を超える世帯が国保の減免を受けたと。それだけ厳しい状況があったという話だと思います。

それで、ちょっと追加というか聞き忘れてありましたけれども、瑞穂市の国民健康保険税条例がありますけれども、この25条において、国民健康保険税の減免ができる仕組みがつくられております。その25条には、1項、2項とか、幾つか減免が例示されておりますけれども、そのうち25条の第1項によって適用された保険税の減免、実績がどの程度あったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 瑞穂市国民健康保険税条例第25条第1項に規定される減免につきましては、風水害等の災害により財産に損害を受けた場合や死亡や長期入院、事業の休止や廃止、そして失業などにより収入が著しく減少した場合、そして刑事施設や労役場などに拘禁された場合などが減免要件となっておりますが、令和4年度の状況としましては、火災で財産に損害を受けたことによる減免が1件で15万8,200円、そして施設に拘禁されたことによる減免が6件で68万4,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 昨年度では、火災によって1件減免をしたという報告が今ありました。ただ、それ以外では、これは活用されていない。つまりコロナ特例以外で収入が大きく減った場合については、条例上できるかどうか分かりませんが、申請がないということで、そういったものはされていないというふうに解釈をしております。

また、国保については、雇用の流動化ということで、今後も国保加入者は一定増加していくという部分もあると思います。そして、倒産や解雇、あるいは雇い止めといったものについては、国保税の軽減措置というものがあるそうです。これによって軽減を受けたケースも多々あるというふうに聞いております。

しかし、会社を辞める場合、解雇、あるいは雇い止めという会社の証明が必要になってくるわけですが、なかなかそこら辺が不明確なものが結構あると思います。そういった意味で、そういったものに該当しないけれども、実際の生活を考えた場合には、非常に収入が大きく落ち込んでくる。そういったときにこそこの25条の減免措置を活用していく、それが今後特に必要になってくるのではないかというふうに思っておりますけれども、そういったことについて、例えば国保条例、あるいはその取扱要綱といったものを見直すことも含めて、そういった対応が必要ではないかということも考えておりますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 国民健康保険税の減免につきましては、国民健康保険税条例及び瑞穂市国民健康保険税の減免取扱要綱に規定して運用しております。御相談がありましたら、減免基準に照らし合わせをし、合致する状況が確認できれば申請していただく体制でありますので、その旨よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この問題については、今後ぜひ柔軟な対応も含めて、市民の相談に乗っていただくといったことをぜひお願いをしておきたいと思っております。

そこで少し話は変わりますが、先月、8月9日に国民健康保険運営協議会といったものが開催されまして、私も傍聴をさせていただきました。その際に、担当部課のほうから、来年度の国保税引上げを検討している旨の話が出されました。来年度国保税を引き上げるといったことを考えて、もちろんそれは決まっている話じゃありませんけれども、その考えがされている理由は何であるのか、またそのときの委員さんの方々の反応はどんなものがあったのか、報告をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 先月、8月9日に令和5年度第1回瑞穂市国民健康保険運営協議会を開催させていただいたところではありますが、会議におきましては、今回の議会にも提出させていただいております国民健康保険事業特別会計の令和4年度決算と令和5年度9月補正の説明、そして保険事業の実施状況の報告に加えて、令和5年度の国民健康保険税の状況について

説明を行いました。令和5年度の国民健康保険税の状況説明につきましては、被保険者数及び
税収と医療費の状況や平成30年度から始まっています都道府県と市町村による財政運営の広域
化に伴う県内市町村の医療水準や税率などの統一化に向けた動き、そして県内の市における瑞
穂市の保険税率の順位や国民健康保険基金の状況などのお話をさせていただきました。

瑞穂市国民健康保険事業におきましては、県への納付金や基金の状況を踏まえて、保険税の
税率の見直しを行いながら事業を進めているところでありますが、県内の広域化に伴う市町村
の統一化に関する方針や納付金算定に必要な各市町村における適正な保険税率を県が示してい
るところもあり、県内では低い部類に入る瑞穂市の税率を今後見直す必要があることの説明を
させていただいたものであります。

各委員の方からは、瑞穂市や県内の状況、そして税率の引上げを検討する必要性に御理解を
いただいた一方で、税率が引き上げられた場合の生活が心配だという意見もありました。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今年度まで一貫して保険税引下げを進めてきた方針から、一転して引上
げに転ずる、このことは、私正直言って唐突感がありました。横ばいでいくということは想定
はしておりましたけれども、引上げまでいくというふうなことは、正直思っておりませんで
した。ましてや今物価が高騰している、そして実質賃金の下落が続いている、そんなような今
の状況であります。そのために、国においても物価高騰対策が行われ、それを受け、瑞穂市とし
ても6月議会、そして今回の9月議会において補正予算を立てて、そこを何とかしていこうと
いうことをやっているわけでありまして。そんな中で、市民に負担を強いる国保税の引上げ、ど
う考えてもちょっとおかしいのではないかと。それでもあえて引上げを打ち出そうとしているこ
とについて、市はどのような見解をお持ちでしょうか、お願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 平成30年度以降の国民健康保険税につきましては、県内における市
町村の統一化を進めることとされた関係で、瑞穂市におきましては、まず平成30年度から4年
間で医療保険分にありました資産割を順次廃止しました。そして、その結果、医療保険分を所
得割と均等割と平等割の3方式に変更をしました。また、これまで介護保険分と後期高齢者支
援金分は、所得割と均等割の2方式でありましたが、今年度から医療保険分と同様に、平等割
も加えた3方式に変更しております。

なお、いずれの変更の際も、基金の残高や前年度決算の繰越額の状況を踏まえながら、各区
分の税率や金額の調整を行い、なるべく急激に負担が増加しないように進めてきたところであ
ります。しかしながら、ここ最近では、被保険者数の減少に伴い税収も下がっている一方で、全

体の医療費は被保険者数の減少の割には下がっておらず、1人当たりの医療費が毎年増加している状況であります。そのため、基金がまだ一定程度ある現時点で今後の取組方を検討しなければならぬ必要性が高まっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今日の質問の冒頭でも述べさせていただきましたけれども、国民皆保険制度の中核を担う国保制度を維持することが必須であります。単にそういう意味では、これは国保加入者だけの問題ではないと思っております。ところが、国民健康保険における構造的な問題が大きく足を引っ張っている、これはもう明らかなことであります。国保制度、前には国が医療費の45%を負担するという仕組みでされていましてけれども、それが昭和59年、1984年に国の負担割合が医療費の38.5%に引き下げられるといったことが行われ、その分、結局は国の負担を減らして、それを国民の負担に転嫁されてきたといった経過があります。

そして、それ以降も様々な形で国民の負担割合が増えてくる、そんなことが続いておりました。さすがにここまで来ると、全国の知事の皆さん、市長さんも、とてもこんなことでは国保をやっていけない。そういったことで、国に対し、全国知事会、あるいは市長会などから、国保に1兆円の国費を投入すべきだといった強い要請が出されて、平成30年には、国保の都道府県化に当たって3,400億円ほどの公費が投入されるということにもなりました。しかしとてもそれで追いついていかない、そんな現状があります。

したがって、今大切なことは、国がしっかりと責任を負っていく。まずはこれが一番ではないか、そういったことも思っております。そして、県も今は市町村と一緒に国保の運営に責任を持つといった立場、今中心になって動いているわけですから、県としてもやはり必要な支援、援助も必要ではないか、そのように考えてもおります。そういった意味で、国や県に対する働きかけは非常に重要ではないかと思っておりますけれども、そういったことについて市長さんの見解がありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 国民健康保険事業につきましては、平成30年度以降、国の責任として、都道府県や市町村に対する財政支援の拡充が行われているところでありますが、近年深刻化している物価高騰などの要因もありますので、さらなる財政支援をしていただけるよう働きかけていきたいと思っております。

なお、都道府県に関しましては、補助制度の応分負担のほかには、保険料の収納が不足する市町村に対する貸付けなどを目的とした財政安定化基金の設置、運営や市町村に対する必要な助言、支援を担うこととされておりますので、県内の他市町村と共に岐阜県と連携して取り組

んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 市長さんとしての見解は特にありませんか。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 関谷議員の国民健康保険をはじめ、世界的にも誇れる日本の国民皆保険制度であります。この皆保険制度を維持することは、とても重要なことであると考えております。その中でも、国民健康保険は、脆弱な財政基盤が課題であり、その課題を解決する一つが国民健康保険の運営の都道府県化であると思います。しかし、県に支援を求めることというような御質問の趣旨もありますが、県も瑞穂市も同様に他の保険者との公平性を考慮すると難しいものがあると思います。

現在は、自治体の国民健康保険のほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合などがあります。全ての保険者が持続可能な安定で医療保険制度を維持するためには、国の責任において保険制度の公平性を図り、医療保険制度を一本化することが一番最重要であると考えています。この考え方が全国市長会の中でも議論をされ、その制度が一本化されるまでの間、さらに国費の投入により、被保険者の負担の軽減、議員の御質問にもあります高齢者、失業者、自営業者、非正規雇用者などの低所得者の皆さんの構造的な国民健康保険が抱える課題を解決するために国のほうへの要望活動を行っております。全国市長会のほうで要望活動をしておりますので、御理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ぜひ国に対しては強く要求をお願いしたいと思います。

こういった状況に際して、市として何らかの対応策、単に市民の方に負担を求めていくということだけではなく、そういった何らかの対応策は検討されているかどうかについてお答え願います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 瑞穂市の国民健康保険事業におきましては、まず歳出の面におきまして、保険給付費が約6割を占めている状況から、保険事業の充実による健康寿命の延伸を図る取組はもとより、医療費の適正化のために、医療費通知の発送やジェネリック医薬品の使用促進、重複受診の抑制などの取組をより一層進めてまいりたいと思います。また、歳入の面におきましては、監査意見書でも指摘されております負担の公平の観点からさらなる税収の確保を進めるとともに、国や県の補助金制度などを活用し、収入の確保に努め、財政運営の安定化

を目指してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） それではお尋ねしたいと思います。

国保の基金、積立金のほうですけれども、一番多いときには9億何千万という数字だったと思います。これは今年、市のほうから出された資料によりますと、今年度の決算見込みを考えると、これが6億円を切る、5億8,000万ぐらいになるのではないかというような試算が出されております。しかし、逆に考えますと、まだ6億円近い額が残るといったことだと逆に私は思いました。加入者1人当たりになれば、6万何千円かのお金ということになります。そういった意味では、来年度すぐに国保税を引き上げなければならない状況ではないというふうに考えますけれども、そこら辺の、スケジュール感もあるんでしょうけれども、どのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 今年度の予算におきましては、基金からの繰入れは約2億6,000万円を見込んでおります。令和4年度末の基金残高は約8億円でありましたので、今年度末には基金残高が約5億4,000万円ほどになることが見込まれます。来年度以降も今年度同様の基金繰入れが必要となった場合は、数年で基金がなくなることも想定される状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 県のほうで保険料水準統一化に向けた状況という資料も出ております。

それで、県としては、来年度から順番に統一化に向けて、保険料が低いところを上げさせていくといったら語弊がありますけれども、そんなような取組が数字的にも出されているところであります。正直言って、まだこれは正式に決まっているわけでもない数字でありますけれども、これをある意味では先取りする形で今進められるのではないか、そんなようなちょっと危惧をしているところであります。

例えば、私、いろいろ何かいい方法ないんだろうかと思いましたがけれども、昨年度から就学前の児童については、均等割の2分の1を国が負担するといった仕組みに変わりました。これは、子育ての政策としての取組であるということですね。それから、所得というか、収入がない子供たちの負担を軽減するといった取組で、非常に推奨されるべき取組だったと思います。

例えば、これを18歳未満の子供に拡大する、半額だけでなく全額免除にする、そういったことも含めて、結果的には法定外繰入れということになりますけれども、これを取り組むことも

一つの考えではないかと。結果的にいうと、それは一般会計からの繰入れという問題が発生します。しかし、それである場合は、赤字補填とはみなされないということもありますので、そんな手法を使ってみる、これは国税条例の第25条第1項の6号辺りを使った、特段の理由がある場合といったのを盾にしてつくられていると思いますけれども、こういった方法もあるのではないかと、一つの検討する課題としてあってもいいのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 議員の言われる取組につきましては、瑞穂市国民健康保険条例第25条第1項第6号にある減免要件の特別な事由がある場合を適用させる市独自の減免を行う御提案であると思いますが、現在、県内市町村の統一化を進める流れがある中で、市独自の制度を取り入れることはその流れとは逆行するものとなり、実施することは困難であると考えております。また、一般会計からの法定外繰入れについてであります、現在瑞穂市では行っていませんが、全国的には事業の赤字を解消するために法定外で繰入れする事例が多い状況となっております。

なお、この場合の法定外繰入れにつきましては、国民健康保険の被保険者以外の方が納められた税を充当することになるため、国民健康保険の被保険者以外の市民の理解を得ることが難しいとともに、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなり、国からは都道府県内の財政運営の統一を進めるためにも、法定外繰入れを実施している場合は、早期に解消する考えが示されているところでありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっと時間が足らなかったのですが申し訳ないですけれども、まず幾ら統一化といっても、最終的にはそれぞれの市の条例で国税を決める。そして、それぞれの施策として様々な取組をするのは、市の独自の取組であります。地方分権の中で、これは県がどうの、国がどうのという問題ではないと思います。そこはしっかりと考えていかなければならないと思っております。法定外繰入れについては、先ほども若干説明しましたが、赤字補填については、国のほうはしつこくペナルティーを課すみたいなのをやっているようでありますけれども、こういった政策的なものについてそういったことはできないというふうに仕組みとしてはなっておりますので、ぜひその点も考えていただきたい。

例えば国保だけでなく、ほかのいろんな事業においても、市の一般会計を投入するということは十分にあり得ることです。そういったことも含めて、そして子育て政策の一環とした位置づけも持てば、それは十分に可能なことだと思いますので、初めからもう駄目だという

ことではなく、様々な可能性をしっかりと考えていくことが必要ではないかと思っておりますので、今後の検討をお願いしたいと思います。

では、次の課題について行きたいと思えます。

就学援助制度についてであります。就学援助制度については、学校教育法でしたかね、そこで規定がされておりますけれども、要保護家庭及び準要保護家庭に対して必要な支援をしていくといったことになっておりますけれども、瑞穂市としての今その実態がどのようになっているのか教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） では、議員の御質問にお答えします。

令和5年8月31日現在ですが、要保護世帯の世帯数は5世帯、児童・生徒数は10人、準要保護世帯の世帯数は90世帯、児童・生徒数は145人、児童・生徒数の合計は155人となっています。学校基本調査による児童・生徒数5,140人に対する就学援助率は、要保護児童・生徒が0.19%、準要保護児童・生徒が2.82%、合計が3.01%となります。

また、文部科学省の行っております就学援助実施状況等調査結果による、ちょっと古いですが、令和3年度の就学援助率は、岐阜県が要保護児童・生徒0.24%、準要保護児童・生徒8.09%、合計で8.33%。全国では、要保護児童・生徒が0.99%、準要保護児童・生徒が13.23%で、合計で14.22%となっています。ちなみに当市は、要保護児童生徒が0.35%、準要保護児童・生徒が2.48%、合計が2.82%となります。

それから、国民生活基礎調査による令和3年の17歳以下の子供の貧困率は11.5%というふうになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私が配付させていただきました資料(3)就学援助の受給割合といったものをつけさせていただきました。これは、岐阜県社会保障推進協議会といったところが各市町村のほうにアンケートを出され、数字をそのままとめたというものであります。その調査時点によって様々なデータが載っておりますので、なかなかこれは難しいなと思っているんですけども、ただ言えることは、少なくともこの21市の中で就学援助の割合が瑞穂市は残念ながら一番少ない。もちろん瑞穂市の人たちが裕福な家庭が多いということであれば、それはそれでいいんですけども、残念ながらそんなような状況ではないというふうに見ております。そういった状況であるにもかかわらず一番低くなっている。これには何か当然原因があると思えます。その原因についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 当市は、準要保護認定基準において、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを設定しておりません。当市以外の市町村が全てこの基準を設定しているわけではありませんが、設定していない市町村の就学援助率は低い傾向にあることから、これが原因と考えるところです。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、少なくとも、ほかの市町並みにしていくためには、この基準を見直していくといったことが必要ではないかということになりますけど、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 準要保護者に対する就学援助につきましては、三位一体改革により平成17年度より国の補助が廃止され、その分は地方財政措置、いわゆる一般財源化されました。これにより、認定基準の改定や援助額の切下げが行われる事態を招き、就学援助制度は大きく後退してしまったと言われていています。子供が等しく学ぶ権利を守り、教育の機会均等を実現するためには、自治体間で差があることは決して望ましいことではないと認識しています。県内他市町村の認定基準、援助額を参考にしながら、当市の予算の範囲内でできる限りの就学援助に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ぜひ見直しをしっかりとやっていただきたい、そのように思います。

ちなみに、今この申請の受付方法なんですけれども、教育委員会へ申請書を持って行って、そこで担当の方に審査というか書類等を確認していただいて、受付というプロセスを取っているといます。そこら辺について、やはり一般の方から見るとちょっとハードルが高いというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 申請方法につきまして、先ほど申し上げました文部科学省の先ほどの就学援助実施状況調査結果によれば、申請書の提出方法は学校に提出が一番多く、次いで学校、もしくは教育委員会に提出となっています。しかしながら。申請書及び添付書類には個人情報が含まれているため、個人情報の保護の観点から、また申請書だけでは確認できない家庭状況等については、申請者との面談が必要不可欠の考えから、当市におきましては教育委員会で受付を行っています。

申請者にとって、誰が、あるいはどこが受け付け、審査を担当することが最善なのかを考え、教育委員会が受け付け、審査を行うことが申請者にとっては事務手続の簡便化、学校にとっては事務の負担軽減につながると思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今事務局長からも言われましたように、国のほうの資料によれば、両方足すと7割、8割近くのところが学校、または教育委員会となっております。ところが、個人情報とか、それぞれ事務の煩雑さということで教育委員会に直接持って行ってくれというのは、例えば申請書を出すこと自体は、もし該当しなかったとしても権利としてはあるわけです。そういった意味では、学校で取りまとめる。学校で審査せよというわけではありませんので、当然そうすると申請書が増える。そうすると、それを審査する時間がかかる、人も要る、そして当然書類の不備もあるから連絡を取らなくちゃいけない、そういったことで手間暇がかかる。

確かにそれはそうですけれども、そこを言ってしまうと、果たして行政としての役割が本当にいいのかどうか。市民の立場に立ってやるのがまずは優先される。その中でどう合理化していくのか、それがまず施行の順番ではないか。もちろんそういうことを考えられて、最終的にそこに行き当たってと思いますけれども、そこをさらにもう一度振り返っていただいて、こういったリスクも含めて、やっぱり出しやすさをつくるというのは非常に大事なことだと思います。そういった意味では、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 私どもといたしましては、保護者の方が申請をされるわけですけれども、今議員言われるように、学校に申請書を出されて、教育委員会の審査をすればということ、審査の段階でもう一度御足労を願わなきゃならないということはないとは言えませんので、その辺を考えて、教育委員会へ来て、一度で申請事務手続が進められるというふうに現在のところ考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 瑞穂市の就学援助事業実施要綱第5条第2項には、校長は、必要と認め保護者に助言ができる。わざわざこの1項が設けられております。これはどういう意味かというと、素直に取れば、やっぱりなかなか自分の家庭のことを出し切れない。だけど、ある意味では、先生というのは実際には分かるところがあると思います。そういった意味では、先生方から声をかけるといったことも非常に大事なことです。そういった意味でこういった文

言が入っていると思います。そういった意味では、ぜひそこら辺のこともしんしゃくして、どうしたらいいのかということ、ルートをやっぱり考える。教育委員会へ直接出す、あるいは学校へ出す、両方に出すのを選択するところもあり得るかもしれませんが、やっぱり先生が声をかけやすくなる環境もつくっていく必要があるのではないか、そのように考えますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 議席番号12番 棚橋敏明でございます。

ただいま庄田議長より一般質問のお時間をいただきました。ありがとうございます。そしてまた、傍聴席の皆様、誠に御苦労さまでございます。11人の一般質問の最後でございます。どうかあとしばらくよろしく願いいたします。

来春の4月の市議会議員選挙に立候補を考えておられます子育て世代の若い方々が異口同音に、次の世代の瑞穂市民にツケを残さないでくださいと訴え、立候補したいと申し立てられます。瑞穂市の人口につきまして、現在の2023年から、国立社会保障・人口問題研究所の推計、分析で、2025年の人口のピーク、2030年からの人口の減少、庁舎建設等終了後の2033年頃までの事業などについて質問いたします。

これよりは、質問席に移り質問させていただきます。

まず最初に、新庁舎建設についてですが、7月7日の中間答申にて只越案が新聞報道にありました直後より、市民の方々、そして市内の経営者の方々より、疑惑とは思いませんがという前提の下、今回の候補地選定のいきさつについては、市内のコンサルタントのある方の意向、提案、提言を参考に動いてしまっているとの話が方々で出ております。ただし、この件につきましては、私の質問通告提出後に、さらに様々、多くの市民の方々、経営者の方々からさらに出てきましたが、私の今日の質問には含んでおりませんので回答は求めません。

さらに、7月7日の中間答申におきまして、市長選が終了し、市長選のテーマにならないように、7月7日の中間答申になったのではと多くの市民の方々が話しておられ、もっと明白に進めていただきたいとおっしゃられる方々がたくさんおられることを付け加えさせていただき、質問させていただきます。

まず最初に、只越を基本にしたパースを先日見せていただきましたが、何回目の委員会会合からこのパースは出されたのですか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 質問の通告順に沿って質問をしてください。

○12番（棚橋敏明君） はい、分かりました。それでは今のことは、この次のところで何かの中で質問させていただきます。

今現在、このパース、そしてそのパース以前のこととして、面積が5万平米、5万平方メートル、仮に正方形ですと224メートル掛ける224メートル。パースの上で現れております長方形としますと、約400メートルと125メートルとなります。ITの時代、そしてペーパーレスの時代、そしてDXと、今銀行におきましても、事務センター、データセンター、様々な部分を再編、そして集約を執り行い、ペーパーレス、IT、DXに対応し、儉約に方向づけている時代でございます。この広大なる面積になりますが、複合施設も計画があるのでしょうか。あるとしますと、複合施設の種類、目的、その面積は、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市建設系公共施設個別施設計画のマネジメント基本方針では、穂積庁舎は建て替え、公民館機能は統廃合となっております。これは、維持管理コスト縮減に着目し、統廃合としていくものであります。新庁舎建設においては、まちづくりやにぎわいの中心となる場所とし、当市の魅力の向上につなげていきたいため、公民館機能も併設し、憩いの場やコミュニティーの場にしていきたいと考えています。そのため、敷地面積については、第4回の新庁舎建設検討委員会において審議され、まちづくりの視点を加味すると5万平方メートル程度は必要であり、新庁舎、公民館、公園、駐車場などで構成するという方向性が決まったところでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 現在の穂積庁舎と申しますか、この庁舎があります穂積地区の中の庁舎、そして総合センター、そして市民センター、そして駐車場、このかいはの行政に关します総面積はいかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 航空写真での計測面積となりますが、穂積庁舎、約8,600平方メートル、総合センター、約6,100平方メートル、市民センター、約4,200平方メートル、周辺の駐車場、約9,800平方メートルの合計約2万8,700平方メートルとなります。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） すみません。その平米数、もう一度答えてください、ちょっと控え忘れましたので。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長、ゆっくりお願いします。

○総務部長（石田博文君） 先ほどの答弁を繰り返させていただきます。

穂積庁舎、約8,600平方メートル、総合センター、約6,100平方メートル、市民センター、約4,200平方メートル、周辺の駐車場が約9,800平方メートルの合計約2万8,700平方メートルとなります。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということは、約ですが、倍ぐらいになるわけですが、それじゃあもう一つ具体的に、先ほどの複合的に造られる部分、名前では公園とか、そういったふうでお聞きしていますが、例えばその中に体育館とか、そういった建物的な部分といったものも含まれているのか、先ほどの部分の複合施設というところでちょっと何かございましたら、もう一つ詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現在の新庁舎建設検討委員会の中では、先ほど申し上げました施設以外、具体的にこのような施設ということで上がってきてはおりません。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということは、パースの部分がかなり正しいというか、あれがまさに姿ですということですね。

それじゃあ、実は私たちが一般質問を出すときには、私たちはそのパースの部分というのは見ていなかったわけですね。現実的には、せんだっての委員会のときの協議会の中において、しっかりとしたパースを見せていただきました。そんな中で、これはちょっと質問としては含んでおりませんが、まさにこのパースの部分の中で、どうして只越だけのパースなのか、ほかの部分のパース、こういったことも全然作られてはいないのか、それと同時に只越ありきでパースをつくられたのか、お答えできることがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 只越地域が新庁舎建設検討委員会の中で第1候補地となりましたので、第1候補地を念頭に具体的なイメージをつくるために只越だけで作成しているものでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 申し訳ないですが、何か只越ありきという感じを受けたりするんですが、ただしその中で、それぞれのスペース、それぞれの場所の中で、盛土につきましては、各5つの箇所基礎説明の中で委員会にあらかじめ説明すべきでなかったのかなと思います。なぜこれがパースの時点で出てきているのか、これに私はちょっと不可思議を感じますが、それはいかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 通告順に沿って質問していただきたいと思います。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） なかなか私もちょっとそこら辺あれなんです、それでは新庁舎建設における資金など、そういったものを含んだ話合いは、候補地ごとに概算でも参考に話し合われたかどうか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 概算費用につきましては、ある程度の配置計画を作成しないと算出が困難であります。今のところですが、庁舎建設費用のみの概算金額ですが、物価高騰の影響もございまして。約60億円程度になるのではないかとこのところ、今のところ想定しております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） すみません、今のところをもう一回ちょっとゆっくり説明いただきたいと思います。お願いします。その金額の部分だけでも結構でございますので。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長、ゆっくりお願いします。

○総務部長（石田博文君） 概算費用については、ある程度の配置計画を作成しないと算出が困難であります。庁舎建設費用のみの概算金額につきましては、物価高騰の影響もあるので、約60億円程度になるのではないかと今のところ想定しています。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 改めて確認させていただきます。庁舎の部分のみで60億円ということでございますね。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） もう一回読ませていただきます。

庁舎建設費用のみの概算金額ですが、物価高騰の影響もあるので、約60億円程度になるのではないかと今のところ想定しております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今後のことも考え、概算で、土地、道路、庁舎、複合施設などの費用、候補地により新たな取得の場合もあり様々だと思いますが、主立った候補地別の概算は考えておられるのかどうなのか、候補地別に何か分かっていることがあったら教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 候補地別に概算費用の算出はしておりません。新庁舎の建物については、どの場所であっても大きく費用の差は生じないと考えております。ですので、先ほど申し上げました概算金額、約60億円を目安にしております。また、敷地の確保についても、広い敷地であれば用地取得に費用が生じるのに対し、最小限の敷地であれば、立体駐車場にするなどの費用が発生するなど、想定が困難となりますので、関連費用が見込まれるかどうかということで評価等をしております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今後の進めの中で、8月18日、中間答申、そして配置計画、そして11月が施設の配置、基本計画の素案、それから2024年1月、パブリックコメント、そして2月、基本計画最終案ということになるわけですが、まさに1か所だけのことばかりで進めていったら、比較対象が全くできませんし、例えばパブリックコメントにしても、ここでやりますから、その上でのパブリックコメントというだけのことだと思います。まさにしっかりとこれだけお金が要るわけですから、各候補地、もしくは可能性がある候補地だけでも絞ってでも、概算で土地、道路、庁舎、複合施設等の費用、候補地ごとにしっかりと概算をつくり、それも選択の中に入れなかったら、本当の意味の税の使い方にならないと思います。

基本は税金なんです。そこら辺をしっかりと考えていただきまして、それぞれが比較できるようにしなかったら私は意味がないと思います。先ほども申しましたが、只越がいいとか悪いとか私は言っているわけじゃないんです。只越ありきでやっていることが、本当の多く皆さんからいただいている税に対してお応えできているのかどうなのか、私はそのことに対しまして不安を感じます。そういった中で、これから概算をやってみようという気持ちがあるのかどうなのか、回答をいただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 只越ありきでというようなことではございますが、この只越地域ですが、新庁舎建設検討委員会で検討された中で、第1候補地としてそれぞれの評価シートを使って評価していただいた委員の皆様の最終的な結果でございます。ただ、これが市としての最終方針であるということではございません。今後、この配置計画などを検討いたしまして、最終

的に第1候補地でどれぐらいになるのかという予算的なものについても出していかうかと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） おっしゃられることは分かります。せめてしっかりと今後様々な中で比較検討ができるように、やはり望まれる場所、そしてお金、これだけでもしっかりと様々てんびんがかけられるように、比較検討できるようにやはり出していただくのが原則ではないかなと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

候補地に市街化調整区域もあり、地区計画を立てての実行になると思いますが、なお数々の規制があると思います。その規制については研究しておられますか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 第1候補地となっている只越地域でございますが、市街化調整区域ということでございます。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、そのままでは新庁舎の建設は困難な区域となりますので、市街化区域編入をして、用途地域と地区計画の指定をすることが必要になると考えています。今のところですが、考えられる規制としては、一般的な建蔽率や容積率などになると思います。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ちょっと具体的に、ちょっと新鮮な気持ちで質問させていただきますが、今この地区計画というのは、私たちの身近なところでは、宝江地区、ここがございます。ところが、その中にありまして、すぐお隣の場所、地区計画で仕切られたすぐお隣、そこにはやはり以前からの市街化調整区域といったものが歴然と存在し、なおかつ50戸連檐をはじめとする集落とみなすか、みなさないかによって、新屋も造ることもできない状態になる危惧も考えられます。例えば今回の。

それでは、この市街化調整区域の場合、すぐ西側、そこで御商売をやりたい、役所の方々を相手にして食堂をやりたいんやわとってやれるのかどうなのか、恐らく困難だと思います。そしてまた、息子にそこに新屋を造ってやろうと仮に思っても、なかなかハードルは高そうに思います。そういった具体的な個々の部分、その地区計画の中だけでなしに、すぐその横、隣がどのような状況になるのか、そういったことは研究なさったことはございますか、答えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの御質問ですが、今は新庁舎建設について考えております。

その先、まだ場所は決定はしておりませんが、すぐ隣がどうなるかというような検討はしておりません。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今までも、郊外で、そして大きな敷地で、今回のパースにもありますように、多くの町々で行われてきました。例えばこの近辺では関市がそうですし、そしてもっと露骨にはっきり申し上げますと、岐阜県庁がまさにその状態で行っていました。そして、やっとなお50年を経て、ようやくまちになりました。本当に50年かかっています。

まさに一番最初は、道路が2階建てになり入ろうとした。そこまでの設計をしたのが藪田の第1回目の県庁でございます。そして、今回2回目造り替えることになって、2階から出入り、そんなものも要らないんじゃないかと。やっとなお振出しに戻り、そしてすぐ隣にもいろんな店が来て、そして納税猶予で受けられた多くの方々の土地も納税猶予が解かれ、多くの店が進出してきたのがこの5年、6年、7年前です。そういったこともしっかりと鑑み、そしてなおかつ様々な数字、税金を基にしてやるわけですから、どれだけお金が要るのかしっかりとお考えになって進めるべきだと思います。

それでは、その次に入ります。

今までの検討委員会の状況、そして進み方、進展、そういった様々の第6回までの御報告をいただいたことについては感謝申し上げます。ただし、私たち議員18名おのおのの考え方、その方々にも市民の方々にもしっかりと説明できるように、また二元代表制の形の下、議会も参画が必要かと思いますが、今後議会はこのことにつきまして参加、そして一部でも参画できることはできるのでしょうか、あるのでしょうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現在ですが、新庁舎建設基本計画の策定に向け順次進めておりますが、基本計画素案については、市民の皆様の御意見等をお聞きするパブリックコメントを実施し、その上で答申をいただきたいと考えております。今後ですが、市民の皆様の意見を聞きながら、議員の皆様と一緒に検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） その素案というものは、委員会の回数でいきましたら、恐らく8回目ぐらいのことかなと思いますが、私ちょっとその回数まではしっかりと分かりませんが、恐らく本年の11月に施設の配置がしっかりと決まってしまった上で、なおかつ基本の計画もしっかり決まってしまった上で、その素案に乗りなさいよ、素案を報告しますよというところで議会

の参画なのかなと思わざるを得ないんですが、議会には監査、監査にも議会からも人が出ております。そんな中にありまして、まさに政策、そしてお金に対する、資金に対する監査、そういったことにつきまして、やはり二元代表制ではなかろうかと思えます。この11月では、かなり決まってしまったこと、これはノーとは言えません。そんな中、非常にづらいスケジュールじゃないかなと思えますが、なおかつその中でも、それじゃあ参画ができるのかどうなのか、それも今現在は定かでないという状態でございます。果たしてこれで二元代表制と言えるんでしょうか、いま一度お答えくださいませ。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、只越地域がまだ第1候補地、新庁舎建設検討委員会の審議の中で第1候補地として選ばれたものでありまして、新庁舎の建設場所を市が最終的に決定したというわけではございません。そこは御理解いただけると思えます。そこから、最終的に市の方向性について、内部も含めまして、市民の方の御意見、議員の皆様方の御意見をお聞きしながら、最終的に決定を目指したいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） まさに、部長さんのほうから議員の皆様方の御意見をお聞きしながらと、すばらしい言葉を頂戴いたしましたので、本日より首を長くして、また首を短くして待ちます。すばらしい協働でまちづくりをやっていけたらなと思う次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の駅前再開発につきまして質問させてもらいたいと思えます。

J R穂積駅、様々な行事、そして催し事により一時的にはすばらしくにぎやかになっておりますが、いまだ駅の南、そして北、特に雨天時の危険は解消に進んでおりません。

質問の1番目として、元井桁屋跡地より東への2本の道路整備、そしてそこにあります東西の用水路、そして庁舎のすぐ東側にあります用水路の整備、そして駅西会館、駐車場をどういうふうに造るのか、そういった整備、そしてJ A跡地、サードプレイス出入口整備など、進捗状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） まず主要地方道北方・多度線の別府交差点は、J R東海道本線の南側に位置する変則5差路の交差点で、円滑な道路交通や歩行者などの安全確保を目的とした正十字の4差路交差点への整備に向けた事業を進めております。この交差点改良事業につきましては、令和4年度に必要となる事業用地を取得し、今年度より令和7年度までの工期にて工事発注を行っております。現在は、地元での工事説明会に向けた準備を進めているところであります。また、駅西会館の駐車場増設整備につきましても、別府交差点改良工事と併せて発注を行

っていきますので、令和7年度の完成に向けまして一体的に整備を進めてまいります。

次に、郵便局北側東西道路の市道4-1009号線や穂積庁舎東側南北道路の市道3-1124号線につきましては、駅周辺の市街地などにおける安全な道路通行幅等の確保を目的に、水路暗渠化による道路拡幅を計画しています。郵便局北側東西道路の市道4-1009号線では、郵便局北側交差点の改良や歩行者などの通行帯拡幅に向けた計画検討、関係機関協議などを進めています。また、穂積庁舎東側南北道路の市道3-1124号線につきましては、整備計画の策定が完了しており、令和4年度に北側の区間について暗渠化工事を実施しましたので、今後周辺地域での工事実施状況などを確認しながら、南側へと整備を進めていきたいと考えております。

J A ぎふ穂積支店跡地に整備をしまして一般車乗降場や駐車場、E x S i t e サードプレイスにつきましては、駅周辺における基盤整備実施までの間の暫定施設として、駅周辺の安全・安心な交通環境の改善やにぎわい創出に向けた施設整備を行いました。この施設へ接続する道路などの抜本的な交通環境の改善につきましては、土地区画整理事業などによる面的な整備が一番の解決策であると考えておりますので、現在、穂積駅南地区におきまして地権者協議会を開催し、事業化に向けた取組を進めているところです。

また、今年度、穂積駅や駐車場など、駅周辺施設を利用される方々の安全な歩行空間の確保におきまして、カラー舗装などによる当該施設への誘導や安全施設の整備を実施します。今後、穂積駅周辺地域における交通環境などの改善に向けまして順次整備などを進めていきますので、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

本当に順調に進んでいるなど感じる次第でございます。特に、本当に長年の課題でございました、決して大きな水路でございませぬが、この庁舎の東側の水路ですね、本当に多くの方々が通られる割にはあの水路が利用されない。もちろん地元の区長さんの御協力があったの初めての今度進め方かもしれませんが、本当にありがたいと思います。

引き続きまして、駅のほうの雨天時、雨のとき、恐らく部長さんも、北のロータリー、そして南のロータリー、もう本当に雨のときは大変な状況でございます。その中にありましての北ロータリー、そして北側のタクシーの乗り場、そして送迎のスペース、そして喫煙コーナー、そしてちょっと離れた場所になりますが、トイレ、こちら側の進捗の状況はどんなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） J R 穂積駅は、瑞穂市のみならず圏域市町約15万人の玄関口として多くの方々に御利用をいただいておりますが、自家用車でアクセスされる利用者の方々が

多く、朝夕の通勤・通学時間帯には送迎車両による渋滞などが発生し、特に夕方から夜の時間帯にはお迎えの待機車両が広場内通路にあふれるなど、大変混雑している状況となっております。現在の駅北口駅前広場は、限られた敷地の中での施設配置となっておりますので、これらの状況を改善するための抜本的な対策としましては、土地区画整理事業などを活用した基盤整備事業による駅前広場の整備が一番の解決策であると考えておりますが、それまでの期間の暫定的な交通環境などの対策も必要でありますので、現在、一般車乗降場やタクシー乗降場、市営穂積駅北駐車場などの配置の見直しなど、短期的に実現可能な改善計画の検討を行っております。今後、関係機関との協議を進めまして、事業化を図っていきたいと考えております。

また、今年度、駅北口駅前広場内の自由通路出入口付近におきまして、鉄道事業者から取得した事業用地での歩道部の拡幅工事を実施する予定です。この工事では、安全、快適な歩行空間の確保を目的に、歩行者通行帯や待ち場スペースの拡幅を行います。あわせまして、現在の喫煙所の移設につきましても、当該工事にて実施をしていきたいと考えております。現在は、鉄道事業者との近接工事に関する調整などを行っていますが、調整等完了後には工事に着手していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

今まさに歩道部分の確保を変えるというところで、恐らくこれで歩かれる方々の動線が変わると思います。そんな中、かなり安全は本当に増えてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも進めていってください。それと同時に、タクシー乗り場がやはり便利な分だけ非常に危険な場所にあります。このことにつきまして、さらにもう一つ何かありましたら御意見を聞きたいと思いますが、タクシー乗り場についてはいかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） タクシー乗り場につきましても、先ほど少し説明をさせていただきましたが、敷地が限られておりますので、現在のタクシー乗り場、もしくは車道、あと北側に市の駐車場がありますので、そちらの用地を有効に活用して、タクシー乗り場の位置の変更なども考えて配置計画を見直したいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

本当に特にタクシーと、それから駅との狭間、本当に狭い狭間なんですけど、そこが非常に危険な状態と。タクシーの運転手さんが後ろに乗られたお客さんに気を遣われまして、本当に前を、歩行者の方が横断されるときにやはり危険な状態になるというのを何度も私は見ているん

です。何とかそのことが、今部長の説明のとおり、ある程度そこを分けていただければ本当に安全になろうかなと思いますので、限られた本当に狭いスペースではございますが、できる限りそういった動線を変える、人の動くラインを変える、そんなところで進めていただけるとありがたいと思っております。

それでは、大きくいきますと最後の質問になりますが、子育ての支援ということで質問させていただきます。

SNSの検索サイトによりますと、全国に先駆けて瑞穂市で行った高校生までの医療費の無料化、そして小・中学校の教室の空調化、そして岐南町の学校給食費無償化が瑞穂市、そして岐南町の人口増加につながっており、なおかつ増えている方々は、子育て世代の方々が転入で瑞穂市、岐南町へ転入していると。そのようなことが検索サイトの中で、瑞穂市、そして岐南町、人口増のまちということでサイトに出てまいります。

そんな中、岐南町の執り行っています学校給食費無償化について質問いたします。

本年の3月29日、政府は、少子化対策のたたき台に小・中学校の給食費の無償化を検討すると、新聞ではこのようになっております。本年の3月30日、中日新聞でございます。給食無償化検討明記へ、政府、少子化対策のたたき台。政府は、少子化対策のたたき台に小・中学校の給食費の無償化の検討について明記する方向を固めた。出産費用の公的医療保険適用も将来的な課題として盛り込む。いずれも財源や実施時期など詳細には触れず、31日にたたき台を決定した後も議論を続けると岸田文雄首相は、29日、小倉こども政策担当相、加藤勝信厚生労働相、後藤経済再生担当相と官邸で協議し、たたき台の内容を最終的に調整したと、このように報道されております。それからもう既に半年近くたつわけでございますが、この間、小・中学校の給食費の無償化の検討について、何か国及び県からの動き、指示といったことはありましたでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今議員がおっしゃったとおり、政府は3月31日に異次元の少子化対策のたたき台を発表し、6月13日にその対策の具体的な中身となるこども未来戦略方針を決定しました。その中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、それから全国ベースでの学校給食費の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされていきます。

この方針を踏まえ、6月27日に学校給食の状況をより詳細に把握するため、毎年実施している学校給食実施状況調査の追加調査が、また8月4日には学校給食費の無償化に係る課題を整理するため、無償化を実施する教育委員会等における取組の実態を把握する調査の依頼が文部

科学省からありました。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 非常に安心しました。もう立ち消えになっているんじゃないかなと思うぐらい、この間、私のほうはちょっと情報がつかめておりませんでしたので、まさに本当に文部科学省からのそういった調査もあったということで、非常に安心した次第でございます。

さらに、ちょっとこれを聞きたいんですが、既に給食費の無償化、そして今後無償化を行うと発表した岐阜県内の市町村があるかどうか、お答えいただけるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 県内でこれまでに自主財源で給食費無償化を実施しているのは、岐南町、垂井町、神戸町、揖斐川町、池田町、そして今年度より山県市が無償化を実施され、県内42市町村のうち6市町となっています。今後無償化を表明している市町村は聞いておりませんが、今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、無償化、あるいは当市のように物価高騰分を補助のいずれかを実施している市町村がほとんどとなっています。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） もう非常にありがたいといいますか、本当にほっといたしました。

せんだって署名活動もされた方々から質問状が届いたりもしたんですが、私たち本当に政府も動いているからということで判断した部分もなきにしもあらずでございますので、そんな中、本当に立ち消えになっているというようなことが起こっていないということが確認できただけでも、今日のところはほっとした次第でございます。

本当に今日は様々3つのことを質問させていただきました、特に新庁舎の建設につきましては多額の税が使われる、それと同時に様々な税の使われ方、それと同時に瑞穂市のこれからの行事に、また事業について、来年の市議会選挙に立候補を考えておる方々、そしてまた議員の中にもそんなような方はきっといるのではないかなと思います、皆さん異口同音に次の世代の瑞穂市民にツケを残さないでくださいと、そんなことを思っておられる新しい立候補者、そして市民の方々にもきっとそのような声はあると思います。厳しいことを申し上げた部分も多々あるかもしれませんが、どうか皆さん、次世代の瑞穂市民にツケを残さないでください。この言葉、どうか御認識いただけるとありがたいと思います。また御理解いただけるとありがたいと思います。

今日は本当にこの3つのことにつきまして様々な質問いたしまして、それへのお答えをいただき、特に学校給食費につきましては、本当に市としても政府と一緒にやってくれているんだなということを感じることを御返答いただきましてありがたいと思っております。

それでは、議席番号12番 棚橋敏明の質問、これにて終了とさせていただきます。どうも議長、ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君の質問を終わります。

〔「議長、休憩動議、発言を求めます」の声あり〕

〔「賛成」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 賛成の意見がありましたので、休憩をいたします。

休憩 午後3時26分

再開 午後4時12分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 発言の取消しを申し出ます。

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君から発言の取消しの申出がありましたので、説明を求めます。

17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ※本日の会議において、昨日の皆さんの一般質問を聞いていると、通告どおりの内容でないと私は解釈しました。及び開かれた議会でないと発言してしまったことについて発言の取消しを申し出ます。

○議長（庄田昭人君） ただいま松野藤四郎君から、本日の会議における発言について訂正したいと申出がありましたので、これを許可します。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日に予定をしておりました一般質問は全て終了いたしました。

また、最後まで一般質問、また最後まで傍聴をいただきましてありがとうございます。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時14分

